

# CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL

～ 未来を拓くグリーンで  
レジリエントな世界都市・東京へ ～



写真：神津島 多幸湾



## CREATING A BRIGHTER FUTURE FOR ALL

～ 未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京へ ～

編集・発行 / 2024年9月  
東京都環境局総務部環境政策課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL(03)5388-3429

令和6年度
登録番号：(6) 33
環境資料：第36021号

デザイン / 大東印刷工業株式会社  
印刷 / 株式会社イマイン

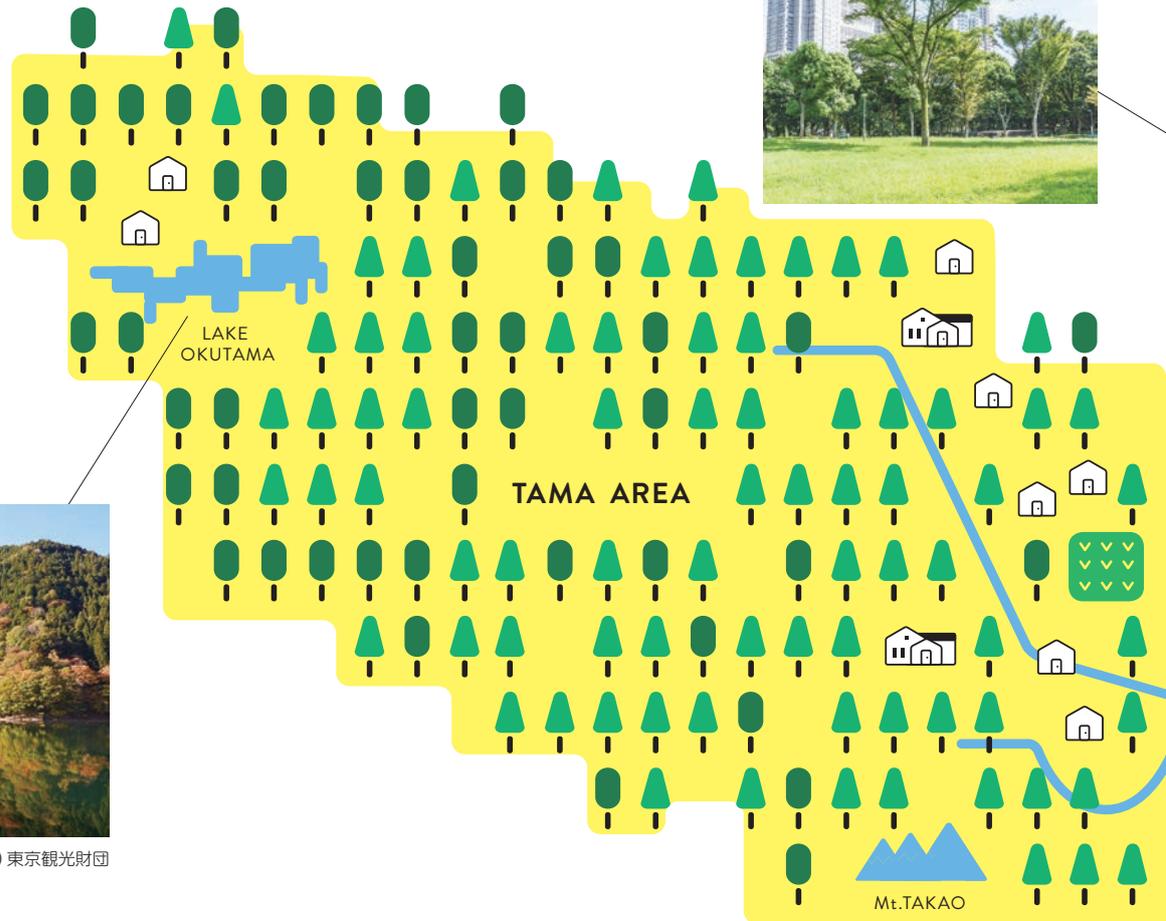


写真：御蔵島のイルカ

# 目次

1	<b>TOKYO DATA</b>
3	<b>2030年目標</b>
5	<b>Topics</b>
7	<b>ゼロエミッション東京の実現</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギーの基幹エネルギー化</li><li>・ゼロエミッションビルディングの拡大</li><li>・ゼロエミッションモビリティの推進</li><li>・水素エネルギーの普及拡大</li><li>・持続可能な資源利用の実現</li><li>・フロン排出ゼロに向けた取組</li><li>・気候変動適応策の推進</li><li>・都自らの率先行動を大胆に加速</li><li>・区市町村との連携</li><li>・国際貢献・国際発信</li></ul>
31	<b>生物多様性の恵みを受け続けられる、 自然と共生する豊かな社会の実現</b>
39	<b>良質な都市環境の実現</b>
43	<b>東京都の主な環境施策</b>

# TOKYO DATA



© (公財) 東京観光財団

## 東京都基本情報

 面積 (2023年)	2,199 km <sup>2</sup>
 人口 (2024年1月)	1,411 万人
 GDP (2021年度)	113.7 兆円 (国内GDPの20.7%)
 事業所数 (2021年)	62.8 万事務所
 海外からの旅行客数 (2023年)	1,954 万人



© (公財) 東京観光財団

## 環境関連データ



みどり率※1  
(2018年)

52.5 %



都内廃棄物の最終処分量  
(2022年度)

78 万t



温室効果ガス排出量  
(2022年度速報値)

5,945 万t-CO<sub>2</sub>



PM2.5 (微小粒子状物質) 濃度※2  
(2023年度)

9.0 μg/m<sup>3</sup>

※1 緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合

※2 全測定局の年平均値



## 島しょ部



大島(三原山)

©(公財)東京観光財団

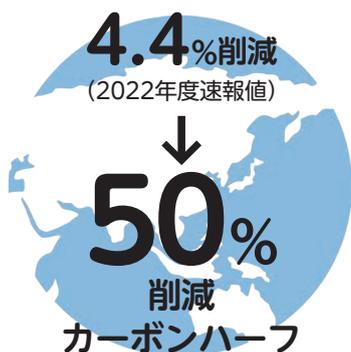


小笠原諸島(南島)

東京都は、2030年をターゲットとした政策目標を設定し、先進的な環境施策を積極的に展開します。

# 2030年目標

[ 温室効果ガス ]



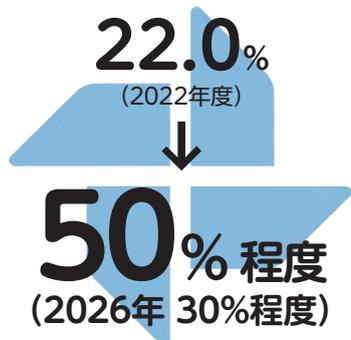
▶ 温室効果ガス排出量  
【2000年比】 ◀

[ エネルギー ]



▶ エネルギー消費量  
【2000年比】 ◀

[ 再エネ ]



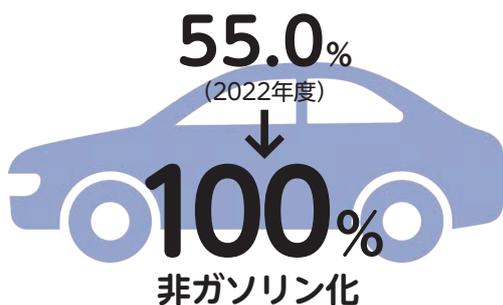
▶ 再生可能エネルギー  
電力利用割合 ◀

[ 太陽光発電 ]



▶ 都内太陽光発電設備  
導入量 ◀

[ 自動車 ]



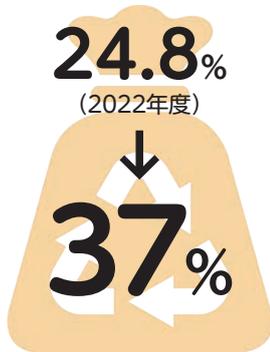
▶ 乗用車新車販売 ◀

[ 水素 ]



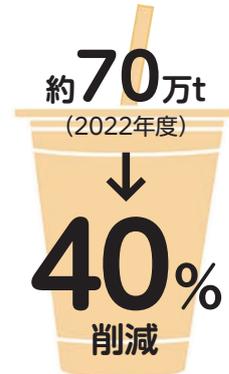
▶ 水素ステーション整備数 ◀

[ リサイクル ]



▶ 一般廃棄物のリサイクル率 ◀

[ プラスチック ]



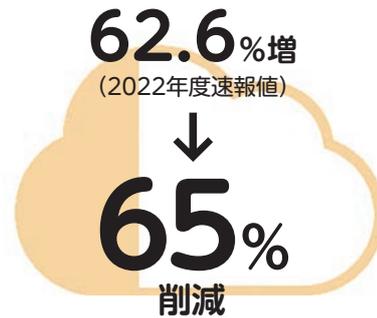
▶ 家庭と大規模オフィスビルからの  
プラスチックの焼却量  
[ 2017年度比 ] (2017年度 約70万t) ◀

[ 食品ロス ]



▶ 食品ロス発生量  
[ 2000年度比 ] ◀

[ フロン ]



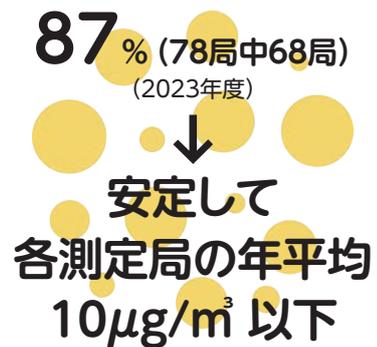
▶ フロン(HFCs) 排出量  
[ 2014年度比 ] ◀

[ 生物多様性 ]



▶ 生物多様性の状態 ◀

[ 大気 ]



▶ PM2.5濃度 ◀

## 条例による制度の強化・拡充

都が実施してきた「キャップ&トレード制度」をはじめとする各種制度を強化・拡充するとともに、これまで制度的枠組みがなかった中小規模の新築建物に対する新制度を創設し、業務・産業・家庭部門における建物の脱炭素化を強力に進めていきます。



## 気候危機とエネルギー危機への対応

気候危機の一層の深刻化に加え、2022年2月以降のウクライナ・ロシア情勢による影響の長期化など、気候危機とエネルギー危機という2つの危機に直面する今、脱炭素化の取組とエネルギー安全保障の一体的確保が求められています。

### 再生可能エネルギーの社会実装を加速

#### －「再エネ実装専門家ボード」との連携－

2023年6月、都は、再エネの社会実装を強力に牽引していくため、再エネ分野の専門家ネットワークである「**再エネ実装専門家ボード**」を立ち上げました。

太陽光、風力、バイオマスなど様々な再エネ・再生資源の活用拡大に向けた情報発信、先進的技術の社会実装等に取り組んでいきます。

2023年度は、先進企業による事例紹介のほか、既存の太陽光発電技術の徹底活用や再エネ拡大に向けた多様な主体との連携策について専門家よりご意見をいただきました。



2024年度再エネ実装専門家ボード

## HTT (電力を ①へらす ②つくる ③ためる) の取組を強力に推進

都は、電力を「へらす、つくる、ためる」の頭文字をとった「HTT」をキーワードに、脱炭素社会の実現に向けた取組を呼び掛けるとともに、環境省が進める「デコ活」に率先して取り組んでいます。

企業と連携したイベントの実施や、様々な媒体での広告やSNSでの展開、ポスターやPRグッズなどを通じ、都民・事業者へ節電アクション等の実践を求めています。



FC東京と連携したイベント実施



HTTポスター

## 「東京グリーンビズ」の推進

自然環境と都市機能の調和が重要視される中、2023年7月、新たな緑のプロジェクト「東京グリーンビズ」を始動いたしました。都民をはじめ様々な主体との連携・協力により「まもる」「育てる」「活かす」取組の輪を拡大し、「自然と調和した持続可能な都市」へと進化させていきます。



### 「まもる」取組

- 地域に根付いた緑(屋敷林等)を守る
- 豊かな自然を有する地域を保全
- 樹木を残す新たな仕組み
- 水道水源林の保全管理
- 持続可能な森林循環を促進



### 「育てる」取組

- みんなで一緒に緑を育てる  
「東京グリーンビズ・ムーブメント」
- まちづくりにあわせた緑の創出

### 「活かす」取組

- 緑・自然が有する機能を活用  
「グリーンインフラ」
- 公園の魅力を高めTOKYOの顔に
- 地域の名所として緑を活用
- 豊かな自然の魅力を発信
- 緑の多様な価値を活かす

- 豊かな緑や開放的な広場を創出
- 緑と水のネットワーク化
- まちのシンボルとなる緑豊かな空間を創出



# ゼロエミッション東京の実現

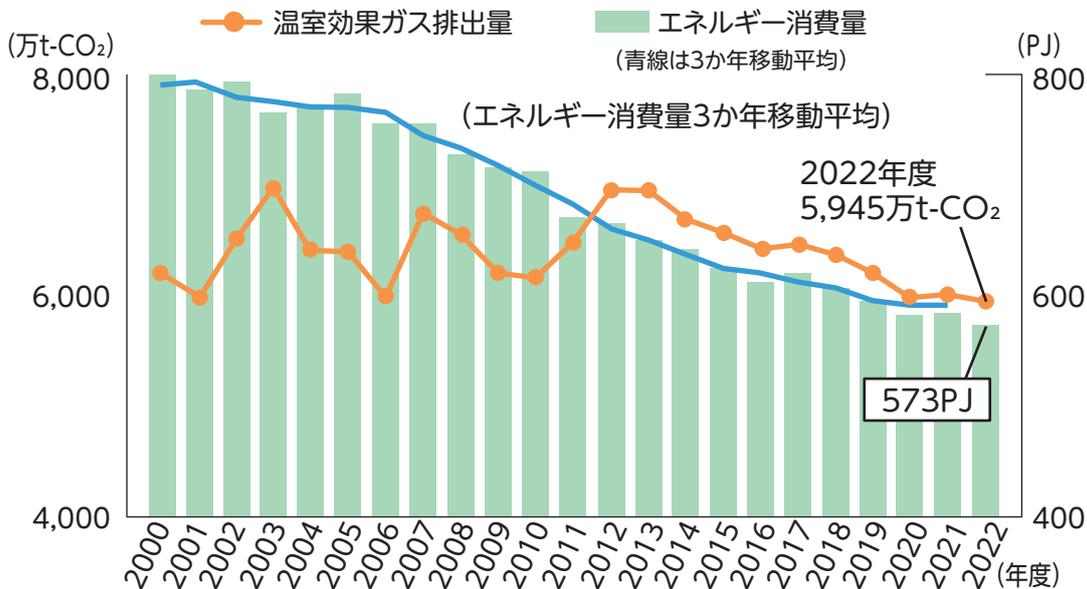
脱炭素社会の実現のためには、エネルギー・都市インフラ・資源利用などのあらゆる分野において抜本的な転換を進めていくことが不可欠です。

都は、エネルギーや資源の大消費地としての責務を果たすとともに、レジリエントで持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、ゼロエミッション東京の実現を目指していきます。

## ▶ 都内のエネルギー消費量・温室効果ガス排出量

都内のエネルギー消費量は、2000年度頃にピークアウトし、着実に減少しています。

また、都内の温室効果ガス排出量は、2011年3月に発生した東日本大震災以降増加傾向にありましたが、エネルギー消費量の削減及び電力のCO<sub>2</sub>排出係数の改善効果により、2012年度からほぼ減少傾向にあります。



温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の推移

## ▶ 部門別目標

2030年カーボンハーフの達成に向け、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量とエネルギー消費量の部門別目標を設定し、各部門の削減対策を促進しています。

### エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量

	2022年度 (速報値)	2030年
産業・業務部門	▲ 6.8%	約50%程度削減
家庭部門	24.8%	約45%程度削減
運輸部門	▲ 50.7%	約65%程度削減

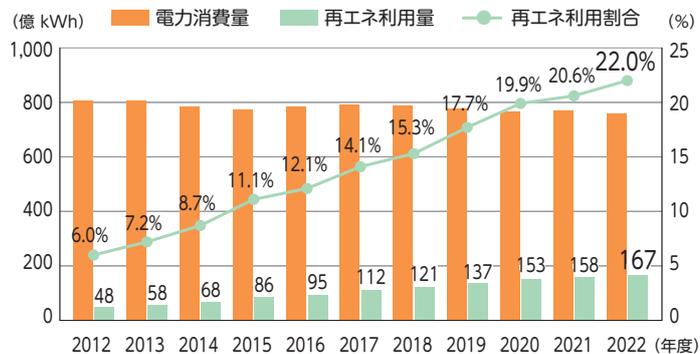
### エネルギー消費量

	2022年度 (速報値)	2030年
産業・業務部門	▲ 26.5%	約35%程度削減
家庭部門	4.0%	約30%程度削減
運輸部門	▲ 55.0%	約65%程度削減

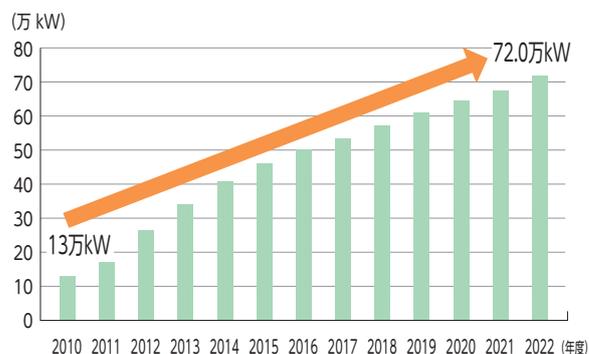
# 再生可能エネルギーの基幹エネルギー化

「ゼロエミッション東京」の実現には、省エネ等の一層の推進とともに、化石燃料から再生可能エネルギーなどの脱炭素エネルギーへの転換が必須となります。

都は、2050年に「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指し、2030年までの間は、とりわけ再生エネルギーの地産地消と利用拡大に向けた取組を展開しています。



都内における再生エネルギーの利用状況



都内太陽光発電設備導入量

## ▶ 都内産再生可能エネルギーの地産地消

### 東京ソーラー屋根台帳

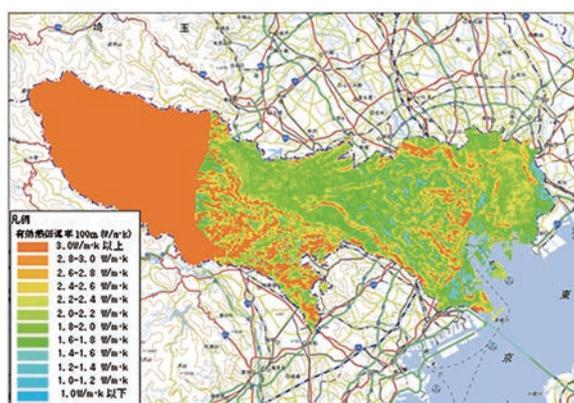
都内の建物がどの程度、太陽光発電や太陽熱を利用できそうか（発電量や集熱量の目安等）が一目で分かるWEBマップ「東京ソーラー屋根台帳」を東京都環境局のホームページ上で公開しています（住所入力でも検索可能）。



### 東京地中熱ポテンシャルマップ

地中熱は、私たちの足元にある身近な再生エネルギーです。都では、冷暖房に利用できる地中熱の採熱可能量（導入ポテンシャル）の目安がわかるWEBマップ「東京地中熱ポテンシャルマップ」をホームページ上で公開しています。

また、地中熱利用のための導入費用を助成しています。



※色は潜在的な可能性を示す（暖色系の方が、有効熱伝導率が高い）



## ▶ 再生可能エネルギーの利用を飛躍的に高める取組

### 事業所における再エネの地産地消を促進

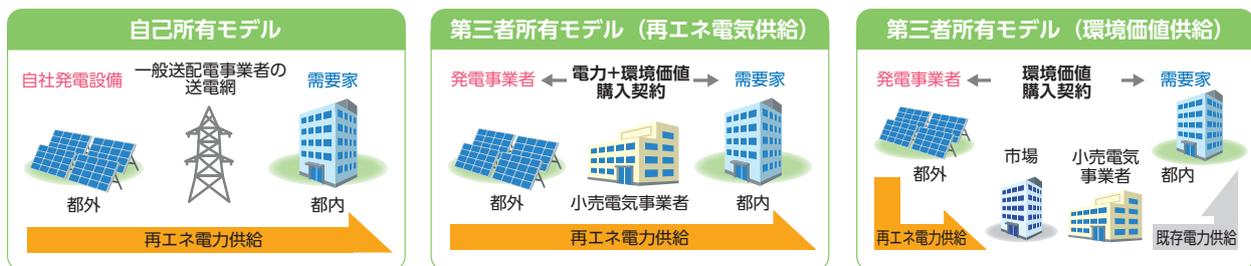
都内及び都外（東京電力管内※）における再エネの普及拡大を図るため、民間事業者及び区市町村の事業所における地産地消型の再エネ発電設備（太陽光発電・風力発電等）や熱利用設備（地中熱・太陽熱等）の導入に対して補助を実施しています。

※その他一定の条件あり



### 都外から再エネ電源等を調達

土地が狭小で大規模な再生可能エネルギー設備の設置が困難などの地域特性を踏まえ、都は、再エネ電気等の利活用に取り組む都内事業者が行う都外での再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池の導入に対して補助を実施しています。

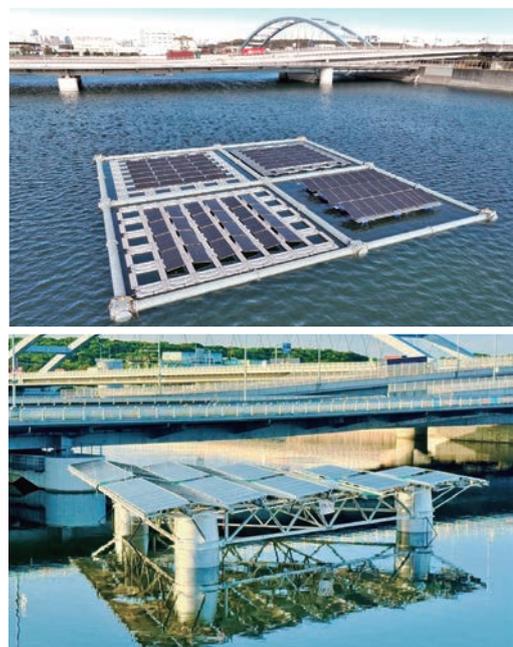


## コラム 東京ベイeSGプロジェクト（先行プロジェクト）

東京ベイeSGプロジェクトでは、自然と便利が融合した持続可能な都市の実現に向け、その先駆けとして「先行プロジェクト」に着手しています。中央防波堤エリアにおいて、洋上浮体式太陽光発電などの最先端再生可能エネルギーなどの社会実装に向け、開発事業者の検証事業を支援しています。



舗装式太陽光発電



洋上浮体式太陽光発電

## 次世代型ソーラーセルの社会実装の推進

日本で生まれた新技術・次世代型ソーラーセル<sup>\*</sup>は、薄く・軽く・曲がる特徴を持ち、建物の壁面にも設置ができるなど、再エネの一層の拡大に欠かせません。都は、次世代型ソーラーセルの社会実装を加速化するため、開発事業者の検証事業を支援しています。

<sup>\*</sup>次世代型ソーラーセル：ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池

### 【検証事例】



下水道施設  
(森ヶ崎水再生センター)



港湾施設  
(東京国際クルーズターミナル)



東京都庁展望室

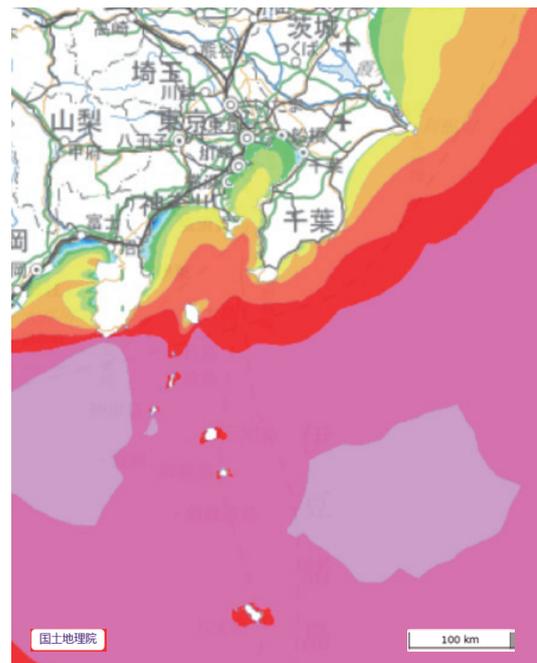
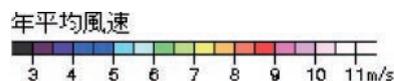


## コラム

### 洋上風力のポテンシャル

国は、洋上風力が再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札であるとしています。

2023年度の「東京都再エネ実装専門家ボード(第2回)」では、専門家等から、伊豆諸島の海域は概ね毎秒9mを超える好風況で、洋上風力のポテンシャルがある旨の意見をいただいています。



出典) 洋上風況マップ NeoWins  
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

## ▶再エネ電力の供給拡大

### エネルギー供給事業者への取組

「エネルギー環境計画書制度」により、都内へ電力を供給する小売電気事業者等に対し、再エネの自主的な目標設定と報告を義務付け、電気的环境性の向上を図っています。

#### 「エネルギー環境計画書制度」の概要

##### 【対象者】

- ✓ 都内に電気を供給する小売電気事業者及び一般送配電事業者

##### 【目的】

都内に供給されるエネルギーの質の向上

- ✓ CO<sub>2</sub>排出量の削減
- ✓ 再エネ等の導入促進

##### 【エネルギー環境計画書制度】

毎年、策定及び提出・公表

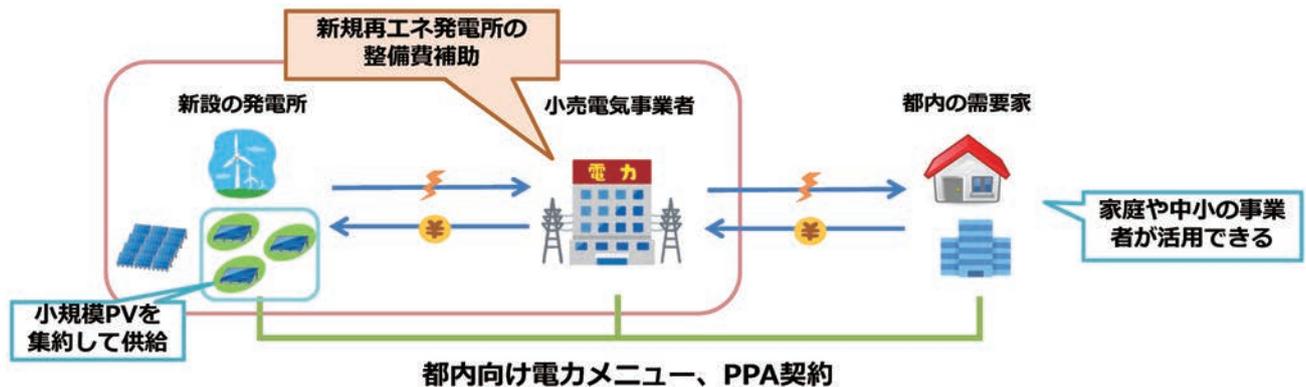
- ✓ CO<sub>2</sub>排出係数の目標と報告
- ✓ 再エネ等の利用目標と実績

#### 主なポイント

- ✓ 再エネ電力割合の2030年度目標水準を50%程度に設定・提示
- ✓ 多様な再エネ電力メニューから選択できる環境の整備
- ✓ 都による情報発信を充実させ、需要家が選択しやすい情報データベースを構築

### 新たに再エネ設備を整備する小売電気事業者を支援

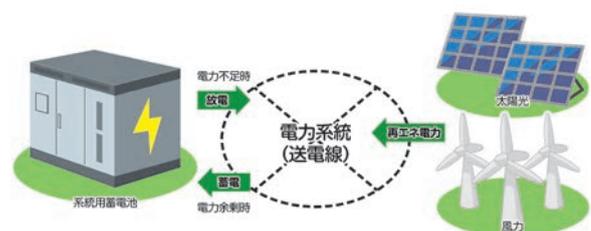
2030年度再エネ電力割合50%程度の達成には、小売電気事業者から供給される再エネ電力の供給拡大が不可欠です。都では、小売電気事業者による、供給先の決まっていない再エネ電源の開発事例を創出し、都内への再エネ電力の供給を促進しています。



### エネルギーの安定確保に向けた取組を促進

再エネ電力は、天候や時間帯等の影響で発電量が大きく変動するため、系統電力の安定化が必要です。

都は、電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に対して支援を実施しています。

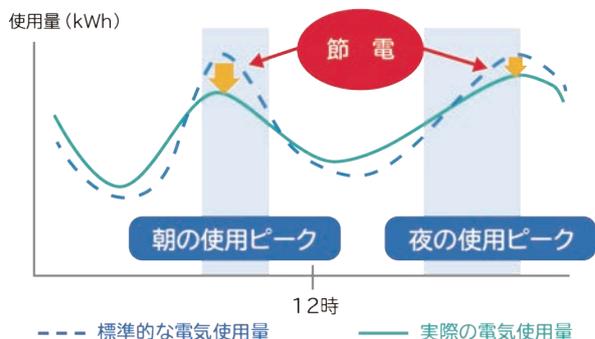
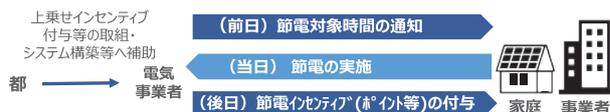


## ▶ AIやIoTを活用した高度なエネルギーマネジメント

### 電力安定化における電力量の調整

電力需給の安定化に向けては、需要側での調整も重要です。

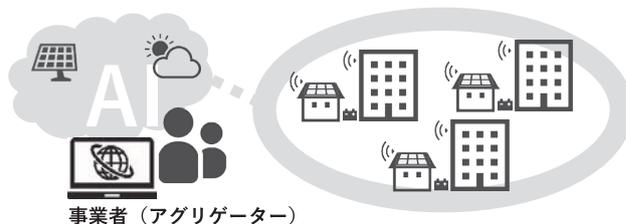
都は、電気事業者が電力の需給状況に応じ節電要請を行い、節電に取り組んだ家庭や事業所にインセンティブ（ポイント等）を付与する取組等を支援しています。



### 電力の需要最適化

タイムリーな節電に加え、再エネを無駄なく利用するためには、AIやIoTを活用して、効果的に電力需要の最適化を図ることが必要です。

家庭・事業者が保有する蓄電池等の分散型エネルギーリソースを束ね、需要に合わせてコントロールするアグリゲーションビジネスを促進していきます。



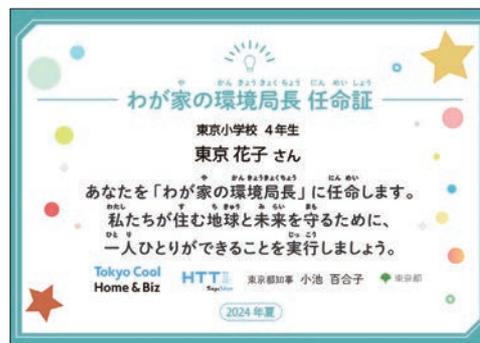
## コラム

### 今日からキミがおうちの「環境局長」だ！

「2050年ゼロエミッション」や「2030年カーボンハーフ」の実現には、これからの社会を担うこどもたちへの啓発・教育、そして、こどもを通して大人世代の意識啓発と行動変容を促すことが重要です。

都は、こどもが家庭の環境リーダーとなって、家族で楽しみながら節電対策などのアクションに取り組む「わが家の環境局長」事業を2022年度から行っています。

たくさんのこどもたちが、環境を考えるイベントや環境アクションを自ら考えて実行するコンテンツなどを通して環境対策を学び、家族と一緒にアクションを実行しています。また、1年間の集大成として、こどもたちが都知事に自分たちの活動を発表する「わが家の環境局長サミット」を開催しています。



わが家の環境局長任命証（2024夏デザイン）

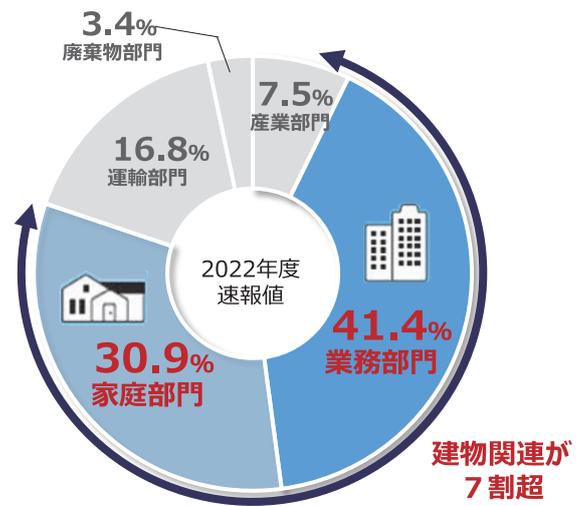


わが家の環境局長サミット2024春

# ゼロエミッションビルディングの拡大

東京には、オフィスビルや住宅などの建物が集積しており、都内のCO<sub>2</sub>排出量は業務部門や家庭部門からの排出割合が高いのが特徴です。

建物でのエネルギー使用を可能な限り効率化するとともに、使用するエネルギー自体を脱炭素化することで、建物のゼロエミッション化を加速させています。



都内CO<sub>2</sub>排出量の部門別構成比

## ▶ ゼロエミッションビルディングを加速させる制度の強化

都は、建築物の段階（新築又は既築）や規模（大規模又は中小規模）に応じた制度を導入しています。

### 既存制度（カーボンハーフに向けて強化）

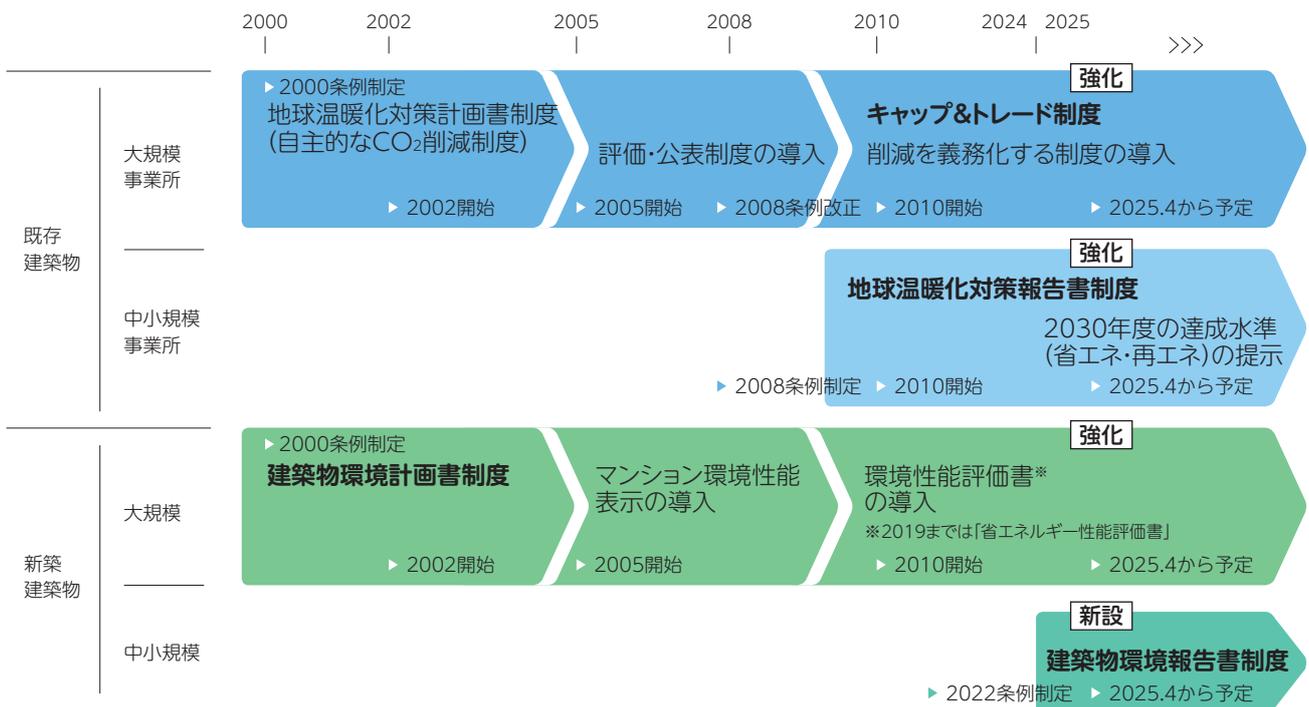
「キャップ&トレード制度」：大規模事業所を対象

「地球温暖化対策報告書制度」：中小規模事業所を対象

「建築物環境計画書制度」：新築・増築・改築する一定規模の建築物を対象

### 新制度（2025年4月より導入）

「建築物環境報告書制度」：一定の中小新築建物への太陽光発電等再エネ設備の設置等を義務付け



## ▶ 大規模事業所を対象とした 世界初の都市型「キャップ&トレード制度」

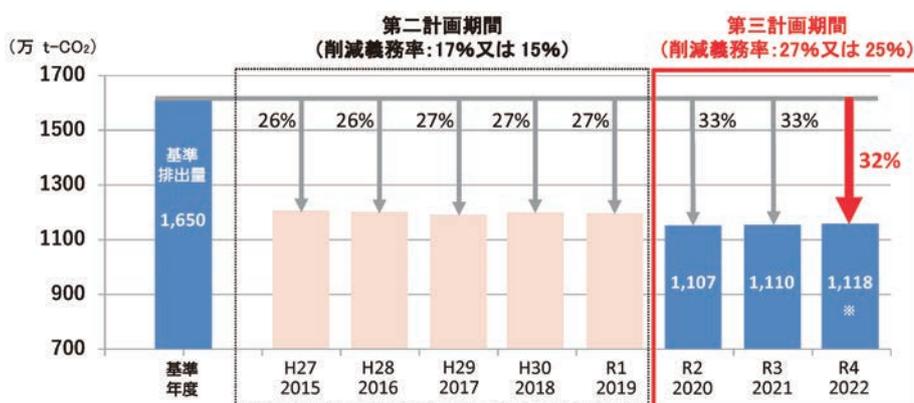
都は、2010年4月に、大規模事業所を対象とした温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）を導入しました。

本制度の対象事業所の総排出量は都内の産業・業務部門の排出量の約4割に及びます。対象事業所は、自ら排出削減対策を実施するか、排出量取引を行うことにより、決められた量を削減しなければなりません。

2025年度からの第四計画期間では、削減義務率をオフィスビル等50%、工場等48%に強化します。

また、事業所外からの再エネ導入等の義務履行手段を拡充し、再エネの利用拡大を一層促進します。

対象事業所	原油換算で年間1,500kL以上のエネルギーを使用する約1,200の事業所
削減義務の対象ガス	燃料等の使用に伴い排出されるCO <sub>2</sub>
計画期間（1期5年）	第1計画期間：2010年度～2014年度 第2計画期間：2015年度～2019年度 第3計画期間：2020年度～2024年度 <b>第4計画期間：2025年度～2029年度</b>
削減義務率	第1計画期間：オフィスビル等8%、工場等6% 第2計画期間：" 17%、" 15% 第3計画期間：" 27%、" 25% <b>第4計画期間：" 50%、" 48%</b>
排出量取引	超過削減量と4種のオフセットクレジットが取引可能
罰則	義務不足量の1.3倍の削減命令 上限50万円の罰金、違反事実の公表



※令和6年(2024年)2月9日時点の集計値  
(電気等の排出係数は固定値(第二、第三期計画期間: 0.489t-CO<sub>2</sub>/千kWh)で算定)

第二計画期間及び第三計画期間の排出量削減状況

## ▶ 中小規模事業所を対象とした 「地球温暖化対策報告書制度」

都は、2010年4月、「地球温暖化対策報告書制度」を導入し、中小規模事業所のCO<sub>2</sub>排出量の把握と省エネ対策を促進しています。2020年度からは、CO<sub>2</sub>削減実績や再エネ利用の取組が優良な事業者を評価・公表する仕組みを導入し、事業者の取組意欲の喚起を図っています。

### 「地球温暖化対策報告書制度」の概要

#### 【対象者】

- ✓ 年間のエネルギー使用量が1,500kL(原油換算)未満の事業所を設置する事業者

#### 制度強化の主なポイント(2025年4月～)

- ✓ 都による「2030年度の達成水準」の提示と事業者による目標設定・達成状況の報告
- ✓ 再エネ利用に関する報告・公表項目の拡充
- ✓ 事業所等の取組状況について、省エネ、再エネ利用、CO<sub>2</sub>削減の3つの視点から見える化

## ▶「建築物環境計画書制度」

都は、環境確保条例により、建築物を建築する際に環境配慮に関する計画書の提出を建築主に義務付け、都が公表する制度を実施しています。

2020年度からは、制度の対象範囲を延べ面積「5,000㎡超」から「2,000㎡以上」の建築物に拡大するとともに、省エネルギー性能評価の最高ランクとなる「ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）評価」を開始しています。



マンション環境性能表示  
マンションの建築主に対しては、分譲・賃貸広告に環境性能を示すラベルの表示を義務付けています。

### 「建築物環境計画書制度」の概要

#### 【対象者】

- ✓ 延べ面積2,000㎡以上の建物を新築等（新築・増築・改築）する建築主

### 制度強化の主なポイント（2025年4月～）

#### 断熱・省エネ性能基準

- ✓ 現行の断熱・省エネ性能の基準（住宅以外）を国基準以上に引き上げ
- ✓ 住宅に対しては基準を新設

#### 再エネ設置基準（太陽光発電設備等）

- ✓ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー利用設備の設置を義務付け
  - ・ 設置基準容量 (kW) = 建築面積 (㎡) × 設置基準率 5 % × 0.15 (kW/㎡)
  - ・ 再エネ設置基準について下限及び上限容量を設定
- ✓ 設置は原則敷地内とするが、条件付きで敷地外設置や再エネ電気等調達も可

#### ZEV充電設備の整備基準

- ✓ 新築時の駐車場設置台数が一定数以上の建物に対し、充電設備や配管等の整備を義務付け

#### その他

- ✓ 高いレベルにチャレンジする建築主の取組を評価するため、評価基準を強化・拡充
- ✓ 建設に係る環境負荷低減への配慮に係る評価項目等を追加
- ✓ 環境に配慮した建物が選択されるよう、建築主による環境性能の表示及び建物使用者への説明内容を強化・拡充するほか、都による公表情報を充実化

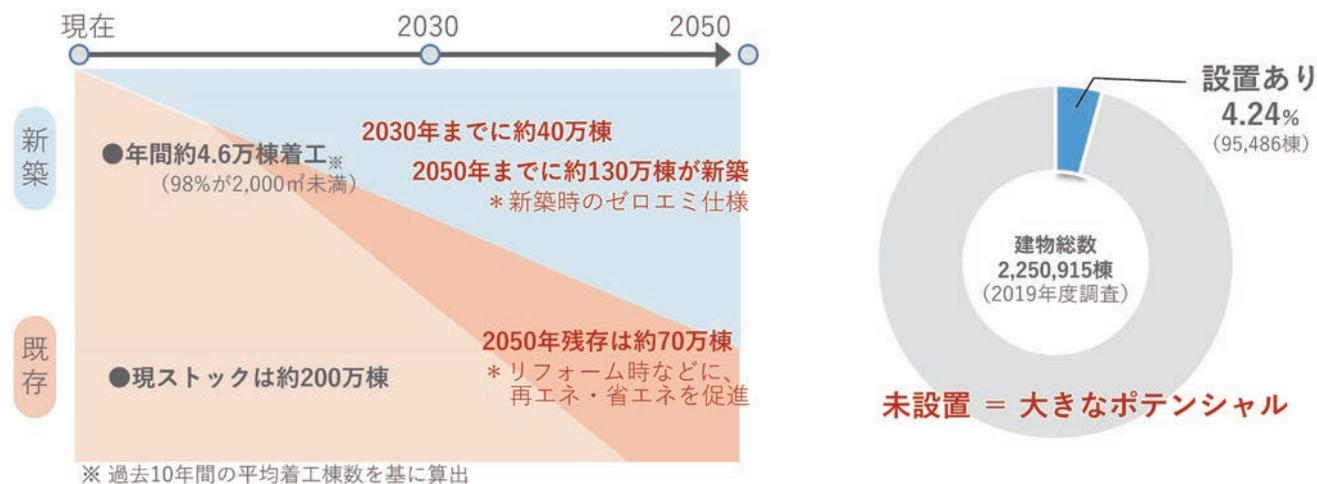
## ▶「建築物環境報告書制度」の新設

### 都内住宅の状況と制度創設背景

都内CO<sub>2</sub>排出量の7割が建物でのエネルギー使用に起因しています。

2050年時点では、建物ストックの約半数（住宅は7割）が今後新築される建物に置き換わる見込みであることから、2050年の東京の姿を形作る新築建物への対策が極めて重要です。

都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置は限定的なため、大都市東京ならではの強み“屋根”を最大限活用していきます。



### 「建築物環境報告書制度」の概要

大手ハウスメーカー等の事業者に対して、住宅等の中小規模新築建物への断熱・省エネ性能の確保、太陽光発電設備等の設置の義務付け・誘導を行う仕組みです。

本制度により、太陽光発電のメリットをより発揮できるよう事業者による商品・サービス開発が進むとともに、太陽光発電設備付き等環境性能の高い住宅が標準化され、都民の皆様の実選択肢が増えていきます。



太陽光ポータル

### 新制度の主なポイント (2025年4月～)

#### 太陽光パネルの設置義務者は誰？

- ✓ 年間の都内供給延床面積が合計20,000㎡以上のハウスメーカー等の事業者が対象です。\*
- ✓ 新築建物が対象で、現存の物件は対象外です。
- ✓ 設置義務者である供給事業者が、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等とともに、建物の環境性能の向上を推進していく制度です。

※このほかに、申請を行い知事から承認を受けた事業者も制度に参加できます。



# ▶ ゼロエミッションビルディング普及を後押しする施策

## 都内住宅における省エネ性能の向上と再エネ導入の促進

都内住宅の断熱性向上や太陽光発電設備等の設置を進め、災害に強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進します。

- ✓ 2024年度から高断熱浴槽の設置、既存蓄電池へのIoT機器の設置に対する補助、デマンドレスポンス参加に同意した場合の蓄電池設置補助に対する上乗せ等を追加



## 新制度に対応する住宅の供給・開発を後押し

建築物環境報告書制度の開始に先立ち、施行に向けた準備を行う事業者に対して支援を行うとともに、制度施行前に先行的に取り組む事業者を積極的に後押ししています。

- ✓ ハウスメーカー等の環境性能の高い住宅モデルの拡充を後押しするとともに、地域工務店等の設計・施工技術向上の取組を支援
- ✓ 太陽光発電設備等の一括補助を実施し、事業者の計画的な取組を支援
- ✓ 環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰



東京エコビルダーズアワード2023

## 東京ゼロエミ住宅の導入促進

東京の地域特性を踏まえた省エネ性能の高い住宅を普及させるため、都が定める基準を満たす新築住宅「東京ゼロエミ住宅」に対して、水準に応じた補助を実施しています。2024年10月から断熱・省エネ性能の基準を引き上げるとともに、太陽光発電設備等の再エネ利用設備の原則設置を要件化し、環境性能の高い住宅の普及を一層促進しています。

現行基準 (2024年9月30日まで)			新基準 (2024年10月1日から)		
水準	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m <sup>2</sup> ・K)	省エネルギー基準からの削減率 (再エネ除く) ※ ( )内は木造以外の構造の集合住宅等の場合	外皮平均熱貫流率 (単位 W/m <sup>2</sup> ・K)	省エネルギー基準からの削減率 (再エネ除く)	
				戸建住宅	集合住宅等
水準3	0.46以下	40%(35%)以上	水準A	0.35以下	45%以上
水準2	0.60以下	35%(30%)以上	水準B	0.46以下	40%以上
水準1	0.70以下	30%(25%)以上	水準C	0.60以下	30%以上

新設 → 水準A  
 移行 → 水準B  
 統合 → 水準C

+ 再エネ設備(太陽光発電設備等)を原則設置



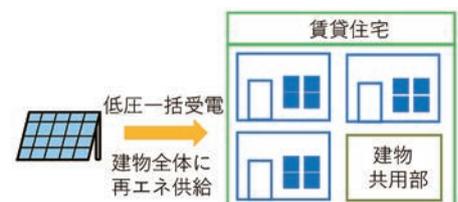
東京ゼロエミ住宅  
TOKYO ZERO EMISSION HOUSE

**外皮平均熱貫流率:**  
断熱性能を示す指標。数値が小さいほど断熱性能が高い。

**省エネルギー基準からの削減率:**  
設備の省エネ性能を示す指標。数値が大きいほど省エネ性能が高い。

## 賃貸住宅における省エネ化・再エネの促進

賃貸住宅のオーナー等に対して、断熱改修及び省エネ性能の診断・表示費用や太陽光発電と併せた低圧一括受電導入に係る費用の補助を実施しています。



低圧一括受電スキームの例

## 集合住宅への再エネ電気導入を促進

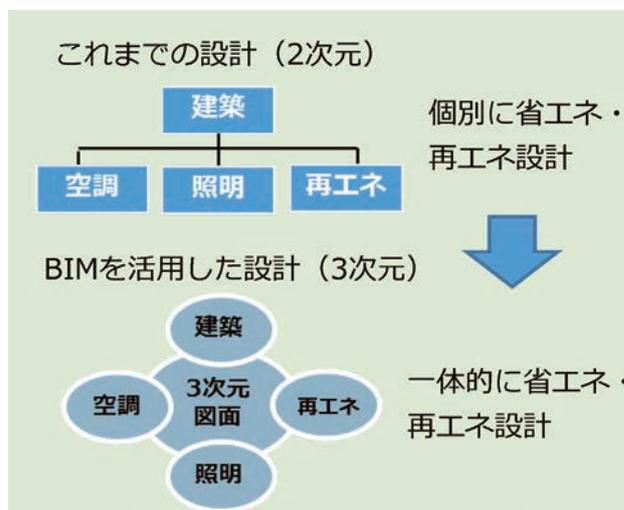
再エネの利用拡大には、都内住宅の7割を占める集合住宅での導入を促進していく必要がありますが、設置スペースが限られていたり、防水工事や一括受電設備の設置が必要な場合がある等、特有の課題があります。これらのハードルを下げるため、住民間の合意形成から設備の導入・運用まで一体的に支援するとともに、高圧一括受電による再エネ100%電力導入への支援も行い、再エネ電力への切り替えを促しています。



## 建物の省エネ徹底などの支援・誘導策を拡充

三次元設計モデルを活用した新築建築物の省エネ設計普及に向け講習等を実施しています。

また、統合的な設計の視点を踏まえた、断熱や設備の最適化、先端技術を活用した省エネ・再エネの導入等の既存事業所の改修に関する調査・検討を実施しています。



## 家庭のゼロエミッション行動の推進(ゼロエミポイント)

省エネ性能の高い家電等(エアコン、冷蔵庫、給湯器、LED照明器具)への買い替えを行った都民に対し、商品券やLED割引券に交換できる東京ゼロエミポイントを付与しています。



### 支援の拡充・申請方法の見直しを実施(2024年10月～)

#### ①店舗での値引き方式

✓ 販売価格から直接値引くことで、都民の申請手続を簡素化

#### ②長期使用家電買替支援

✓ 長期使用家電からの買替を促すため、補助額を拡充

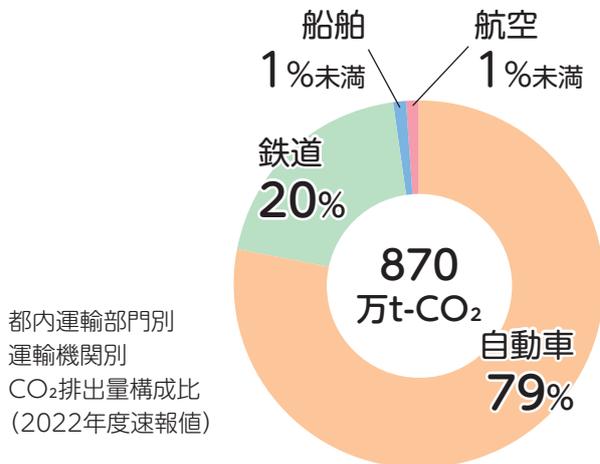
#### ③高効率な新規家電購入支援

✓ エアコン・冷蔵庫に限定して高効率な家電購入を後押し

# ゼロエミッションモビリティの推進

都は、都内で新車販売される乗用車を2030年までに、二輪車を2035年までに100%非ガソリン化することを目指しており、車両導入やインフラ整備を加速的に進めています。

また、ZEVの認知度向上に向けたイベントにも協力しています。



フォーミュラE

## ▶ ZEVの普及拡大

ZEVの普及に向け、車両の購入補助を行っています。車種開発や販売促進へのインセンティブとして、ZEV等の一定の販売実績のあるメーカーの車両に対して補助額の上乗せがあります。2024年度からは、ZEV用の充放電設備 (V2B・V2H\*) 若しくは事業者が公共用充電設備を導入する場合には、補助額を上乗せします。

EV	PHEV	
対象車両の購入で <b>最大 45万円</b>	対象車両の購入で <b>最大 45万円</b>	
対象自動車メーカー車両であれば <b>最大 +10万円</b>	対象自動車メーカー車両であれば <b>最大 +10万円</b>	
充放電設備 (V2B・V2H) 又は公共用充電設備導入で <b>最大 +10万円</b>	充放電設備 (V2B・V2H) 又は公共用充電設備導入で <b>最大 +10万円</b>	
再エネ100%電力メニューの契約で <b>最大 +15万円</b>	再エネ100%電力メニューの契約 <b>最大 +15万円</b>	
又は	又は太陽光発電システムの設置で	
太陽光発電システムの設置で <b>最大 +30万円</b>		
	<th>FCV</th>	FCV
	対象車両の購入で <b>最大 110万円</b>	
	対象自動車メーカー車両であれば <b>最大 +10万円</b>	
	充放電設備 (V2B・V2H) 導入で <b>最大 +10万円</b>	
	再エネ100%電力メニューの契約 <b>最大 +25万円</b>	
	又は太陽光発電システムの設置で	

EVバイク
対象車両の購入で <b>最大 48万円</b>

※V2B・V2H: Vehicle to Building・Vehicle to Homeの略。ZEVに搭載された蓄電池から建物 (Building)・家庭 (Home) に電力を供給できる設備で、非常時等にも活用が可能。

## 効率的な自動車使用

都は、自動車環境管理計画書制度により、30台以上の自動車を使用する事業者に対し、排出ガス量の削減目標や自動車の使用の合理化の取組等に関する計画・実績報告書の提出を義務付けています。

また、貨物運送事業者に対しては、貨物輸送評価制度により、エコドライブ等の取組を進めている事業者を実走行燃費で評価し、CO<sub>2</sub>排出削減の取組の後押しをしています。

## ▶ ZEV普及を支えるインフラ整備

### EV充電環境の向上

充電環境の不足に対するユーザーの不安感を払しょくするため、社会インフラとしての充電器の設置を促進しています。

環境確保条例を改正し、2025年4月以降、新築時の駐車場設置台数が一定以上の建物に対し、充電設備等の整備を義務付けます。

また、商業施設など民間施設への設置に対する補助に加え、パーキングメーター設置エリアにおける検証や、都民が利用する都立公園などの都有施設への設置を進めています。

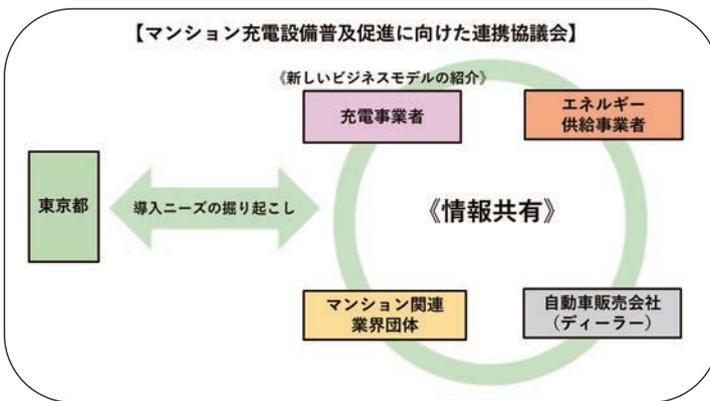


公道（パーキングメーター設置エリア）の充電設備の設置

### 集合住宅への設置促進

ZEVの本格普及に向けて、自宅等で充電できる環境を整備することが重要ですが、集合住宅に設置する場合は住民の合意形成が必要となるため、戸建住宅に比べて普及が進みにくい現状です。

こうした中、都は、マンションへの充電設備導入費用を補助するほか、関連団体・事業者等と連携し、事例やノウハウ・課題等を共有することで、導入ニーズの掘り起こしを行っています。



壁付けコンセントタイプ

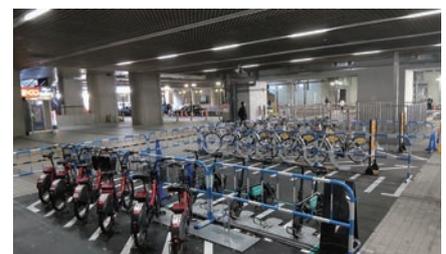


スタンドタイプ

## ▶ 自転車利用の促進

自転車は、身近で環境にやさしい交通手段であり、利用者の安全性や快適性、利便性を高め、その利用を促進していく必要があります。自転車シェアリングは、自転車の利用促進を図る効果的な仕組みであり、都内各地で取組が進んでいます。都は、各区市によるサイクルポートの用地確保や初期投資を支援するとともに、連携して普及拡大に取り組んでいます。

「自転車シェアリング実施自治体」(2024年9月1日現在)



複数事業者が共同で利用するサイクルポート

注1 ここに言う「実施自治体」とは、運営事業者と協定の締結を行い、自転車シェアリング事業の運営や公有地等へのポート設置を実施している自治体を指す。  
 注2 世田谷区では区独自の自転車シェアリングも併せて実施  
 注3 これ以外に運営事業者が独自にポートを設置している場合がある。

# 水素エネルギーの普及拡大

水素エネルギーは、利用の段階で水しか排出しないクリーンなエネルギーであり、環境負荷の低減、エネルギー供給源の多様化、非常時対応などの様々な意義を有しています。

また、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されているほか、再生可能エネルギーの調整力としても有望です。制度面、財政面など様々な観点で支援し、水素関連技術の利活用を積極的に推進するなど、水素エネルギーの普及拡大に向けて取り組んでいます。

## ▶ グリーン水素の利用に向けた基盤づくり

現在製造されている水素の多くは、コスト等の理由から、化石燃料由来のグレー水素が占めていますが、製造段階においてもCO<sub>2</sub>を排出しないグリーン水素の需給拡大を目指す必要があります。

都では、先進的な取組を行う企業と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催するとともに、グリーン水素率先利用事業者認証制度の構築や、都有施設における導入、他自治体との連携も含め、都内のグリーン水素の活用事例を増やしていきます。



東京ビッグサイトで  
山梨県産グリーン水素の利用を開始

## ▶ 国際連携強化によるサプライチェーン構築

水素エネルギーの実装化を一層加速させるため、都は、世界有数の水素普及機関として知られるH2グローバル財団と連携し、水素取引所の立ち上げに向けた取組を進めています。

また、海外都市とのアライアンス締結も推し進め、国際的なサプライチェーンの構築や技術開発につなげていきます。



H2グローバル財団との  
連携・協力合意書締結式

## ▶ 水素供給体制の構築

今後、グリーン水素を大量に受け入れるためには、パイプラインを含めた供給体制の構築が必要です。

都は、空港臨海エリアにおける水素等の供給体制の構築や需要の拡大等に向け、多数の関係者との合意形成、情報共有を図り、議論を推進するための協議会を立ち上げ、首都圏ひいては日本のカーボンニュートラル化に貢献していきます。



水素等利活用拡大イメージ

## ▶ 水素ステーションの整備促進

都内では2014年から運営が開始され、2024年3月までに20か所で整備されています。水素を本格的に活用していくためには、身近なエネルギー供給のインフラである水素ステーションの整備が重要であり、都は、水素ステーションを整備・運営する事業者に整備費と運営費の補助を実施しています。



バス対応水素ステーション

©岩谷産業(株)

## ▶ 燃料電池車両の普及拡大

走行距離が長く、動力としても多くのエネルギーを必要とする業務・産業用車両における水素利用は、運輸部門の脱炭素化や水素利用の拡大のために非常に重要です。

燃料電池バスについては、2017年に都営バスが市販車では日本で初めて路線バスへ導入し、2023年度末現在では、民間バスも含め計118台の車両が導入されています。

また、2023年4月には燃料電池小型トラックの都内導入が開始されています。都は、これらのバス・トラック(大型含む)に対して支援を行っています。

燃料電池ごみ収集車、燃料電池を動力とする航空機地上支援車両等のその他商用車両についても、車種のニーズや開発状況等に合わせて支援策を講じ、導入を図っていきます。



燃料電池バス



燃料電池大型トラック

## コラム 港湾・臨海部における取組推進

都は、官民の連携のもと「東京港カーボンニュートラルポート(CNP)形成計画」を策定し、荷役機械等での水素利用などによる東京港の脱炭素化の推進に取り組んでいます。

また、臨海副都心の建築物等における水素エネルギー活用に向けたモデル構築を行い、民間事業者における普及を促進していきます。



出典：(株)三井E&S HP

荷役機械の  
電動化・FC化



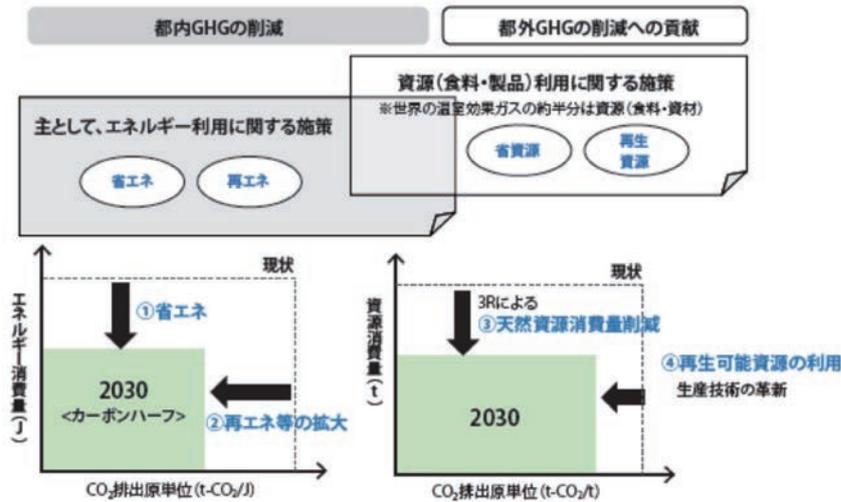
出典：寺崎電気産業(株)HP

停泊中船舶への  
陸上電力供給

# 持続可能な資源利用の実現

## ▶ 資源循環分野と気候変動対策との連関

地球上の資源を採掘して製品をつくり、不要になれば捨てるという従来的一方通行型の経済モデルは、気候変動にも大きな影響を及ぼしていることから、都は2019年に策定した「ゼロエミッション東京戦略」において、資源循環分野を気候変動対策に位置付け、積極的に取り組んでいます。人類の存続の基盤である地球環境を確保していくため、モノの作り方・売り方（買い方）・使い方の変革を図り、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロの持続可能な資源利用を実現していかなくてはなりません。

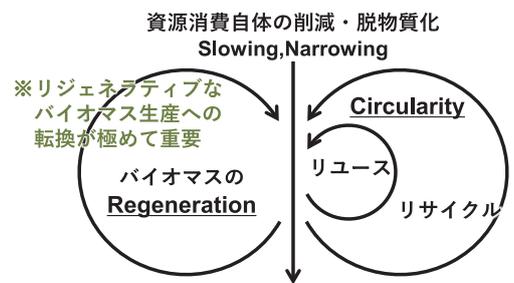


## ▶ サーキュラー・エコノミーへの移行

持続可能な資源利用を実現し、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを達成するためには、製品や食料品のサプライチェーンにおける環境負荷への配慮が必要です。

リデュースやリユースを組み込んだ新たなビジネスや、革新的なリサイクル技術のビジネス化を支援し、リサイクルシステムのレベルアップを促進していくことで、サーキュラー・エコノミーへの移行を目指します。

[サーキュラー・エコノミーの概念]



## 東京サーキュラーエコノミー推進センター (T-CEC) と連携した取組の推進

都は、東京都環境公社内に設置した「東京サーキュラーエコノミー推進センター」と連携し、持続可能な資源利用についての情報発信や具体的な取組の支援を通じてサーキュラーエコノミーの実現に貢献しています。

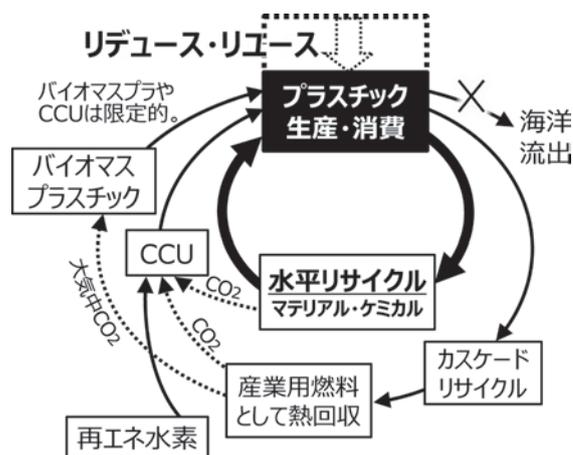


## ▶ プラスチック対策

### 新しいプラスチック利用の姿

プラスチックは、優れた特性を有する素材である一方で、生産から廃棄までの各段階において気候変動や生物多様性の損失に影響を及ぼしています。

量り売り、シェアリング、リユース容器などの2Rビジネスの主流化や、水平リサイクルの実装を進め、持続可能で、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロのプラスチック利用である「カーボン・クローズド・サイクル」を実現していきます。



「カーボン・クローズド・サイクル」の考え方

### 先進的な企業と連携したイノベーションの普及拡大

都は、使い捨てプラスチックの大幅な削減やリユース、水平リサイクルの実装化を推進するため、革新的な技術又はビジネスモデルの普及拡大に、連携して取り組む事業者・団体等を支援しています。



#### <取組事例>

ドリンク用リユース容器のシェアリングサービス：Re & Go  
使い捨て容器削減のため、街中で気軽にリユース容器が使えるサービスを目指し、飲食、複合商業施設を中心に社会実装を進めています。

### プラ製容器包装等・再資源化支援事業

家庭から排出される廃プラの多くを占める容器包装等の資源化に向け、区市町村によるプラスチックの分別収集の導入拡大の取組に対して財政支援を行っています。

## コラム

### 都庁舎における水平リサイクルの推進

都庁舎では、使用済みプラスチックを元の素材と同等の品質に戻す「水平リサイクル」の先駆けとして、使用済みペットボトルをペットボトルとして再生利用する「ボトルtoボトル」を実施するとともに、廃プラスチック（ペットボトルを除く）のマテリアルリサイクルにも取り組んでいます。

2024年5月、東京都とサントリーホールディングス株式会社は、**環境の保全に係る取組推進に向けた包括連携事業に関する協定**を締結しました。

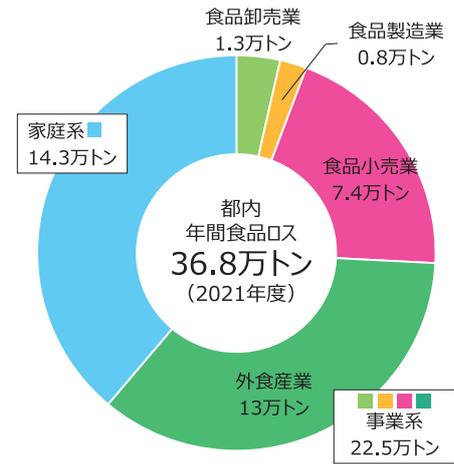
今後、資源循環や自然環境をはじめとする幅広い環境分野で連携事業を推進していきます。



## ▶ 食品ロス対策

日本における食品ロスの量は、全国で約472万トン（2022年度）であり、これは国連による2022年の食糧援助量である約480万トンとほぼ同等に相当します。

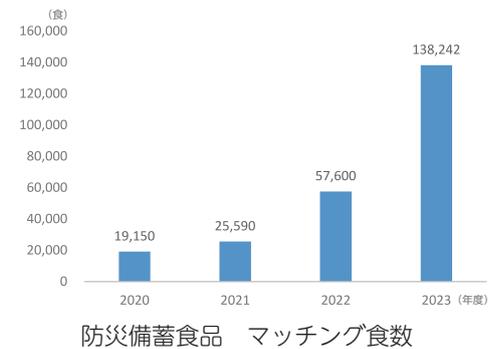
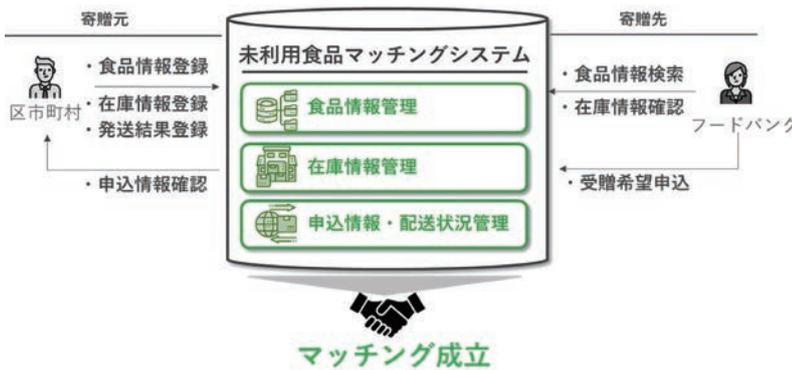
都内における食品ロスは、約37万トン（2021年度）と推計され、そのうち事業系の食品ロスが約6割を占めています。都は、2030年度までに食品ロス半減（2000年度比）の達成に向け、2021年3月に「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。



※端数処理の影響で合計値が一致しない場合がある。

### 未利用食品を有効活用した取組の定着・拡大

未利用食品マッチングシステムを活用し、区市町村や都が保有する防災備蓄食品をフードバンク等に寄贈しています。本システムの利用・拡大に向け、区市町村等との情報共有を図り、防災備蓄食品の有効活用を進めるなど、助け合いの流通モデルの定着・拡大を図っていきます。



### 都内の中小食品小売業者への食品ロス削減を推進

都内の中小食品小売業者を対象としてステークホルダーと連携し、バリューチェーン毎の食品ロス対策に係る導入経費の補助を実施するとともに、企業の取組や食品ロス削減効果を広く発信していきます。



### アフターコロナにおける外食産業の食品ロス削減を推進

コロナ禍からの需要回復により増加が見込まれる外食産業等の食品ロス削減に向け、スタートアップと連携した基礎データの整備等を実施していきます。



## ▶ 3Rの推進

### 太陽光パネルの高度循環利用の推進

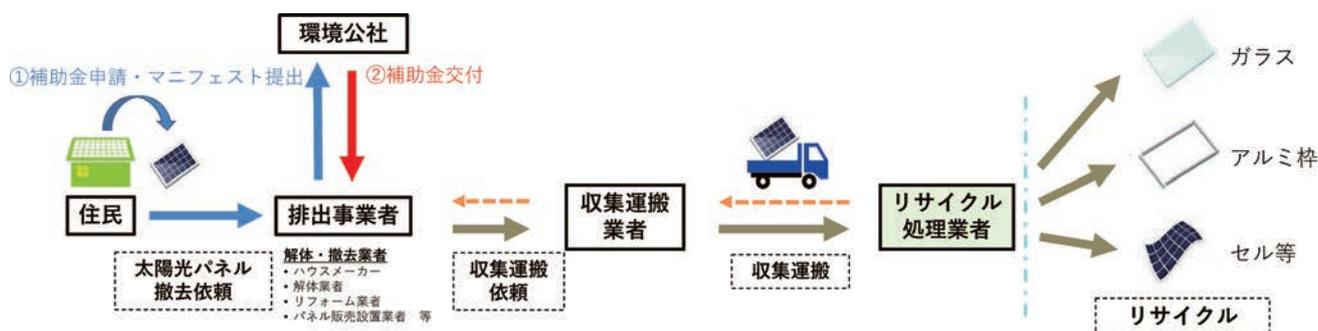
都は、住宅用太陽光パネルの効率的なリサイクルルート構築等に取り組むとともに、都民・事業者向けの太陽光パネルのリサイクルに係る様々な広報活動を実施しています。

また、太陽光パネルのリサイクルルート構築に向け、埋立処分と比べて割高となるリサイクル費用の一部を補助する取組も行っています。

このように、取り外しから処理までの各工程の関係事業者等と連携し、高度循環利用に向けた取組を推進しています。



【動画】使用済住宅用太陽光パネルの取り外し



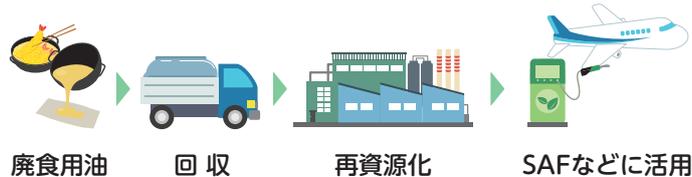
リサイクル費用補助の仕組み

### 廃食用油・廃棄物を原料としたSAFの推進

SAF※は、廃食用油、木材等、サトウキビなど様々な原料から生成できる持続可能な航空燃料です。従来の燃料と比較し、温室効果ガスの排出量を大幅に削減することができます。

都は、SAFの原料となる廃食用油の回収等に都内で取り組む企業との共同事業の実施や、廃食用油回収に取り組む区市町村と連携するとともに、都内の廃棄物を使った製造技術の開発に取り組む企業と連携し、SAF製造所へ搬送するルート構築に向けた取組を推進していきます。

また、SAFを活用した航空貨物輸送を利用する事業者に対し、SAF使用に伴う輸送料の上乗せ分を支援していきます。



※Sustainable Aviation Fuel：持続可能な航空燃料

### 小型充電式電池の安全なリサイクル

小型充電式電池は、私たちにとって身近な充電式機器類に使われている一方で、廃棄・処理の段階で火災の原因となるなど社会問題となっています。

都では、区市町村や業界団体と連携して、分別排出に向けた普及啓発に取り組むとともに、早稲田大学と小型リチウムイオン電池の安全・安心な処理フロー構築に向け調査研究を行っています。

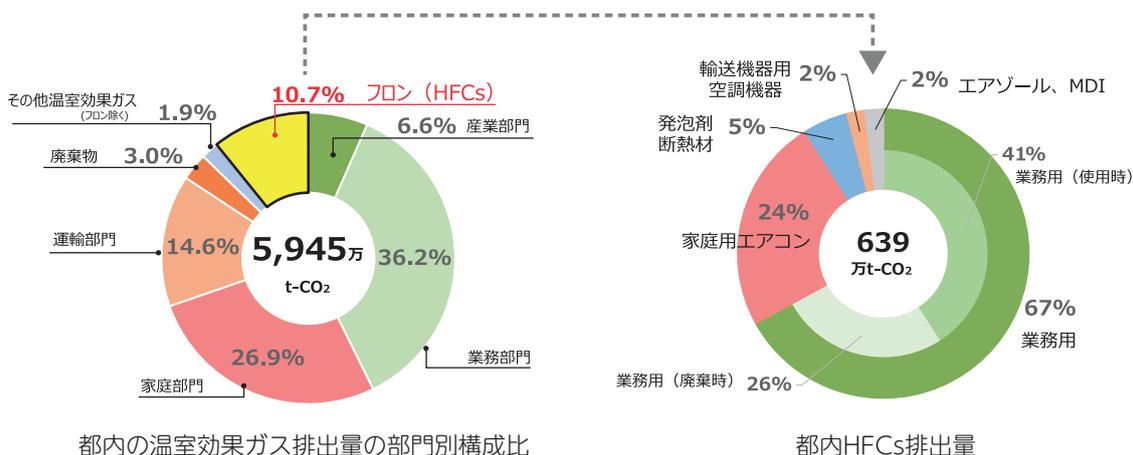


自治体・事業者等共通デザインのポスター

# フロン排出ゼロに向けた取組

都内のフロン (HFCs) 排出量は、2022年度639万t-CO<sub>2</sub>と、都内温室効果ガス排出量の約1割を占めています。フロンは極めて温室効果が高く、一度大気中に放出されると回収ができません。

そのため、新たなフロン使用を抑制した上で、フロン含有機器からの漏えいをゼロにしていきます。フロンの排出量ゼロを達成するため、機器の製造時、使用時、廃棄時のライフサイクル全般にわたる排出削減対策を、国や事業者等と連携して促進していきます。さらに、フロン対策の専門家や業界団体で構成する検討会を設置し、取組を強化します。



## ▶ ノンフロン機器の普及促進

フロン排出削減には、冷媒にフロンを使用しない機器の普及も大切です。機器使用時におけるフロン排出量の約6割は、小型・中型の冷凍冷蔵機器です。都は、省エネ型ノンフロン機器を導入する大企業・中小事業者等に対し、補助を実施しています。

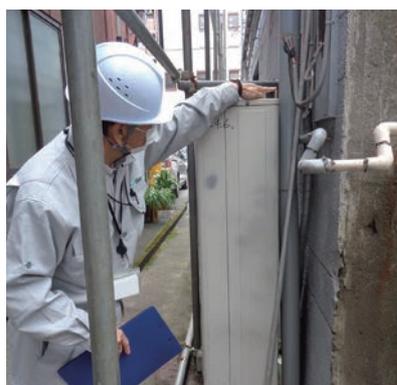


## ▶ 使用時漏えい・廃棄時回収対策等を推進

都ではフロンGメンによる立入指導等の取組を進めています。フロン漏えいの更なる削減に向けて、立入検査へのAI等の活用方法の検討やフロン排出抑制法の普及啓発等を行っています。



フロン漏えいの様子



フロンGメンによる立入指導の様子

# 気候変動適応策の推進

河川整備（護岸や調節池等）の更なる推進をはじめとした風水害への備えなどの対策を盛り込んだ「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」の公表（2023年12月）、熱中症対策の強化を目的とした改正気候変動適応法の成立（2023年4月）等を踏まえ、2024年3月に「東京都気候変動適応計画」を改定しました。



## ▶ 熱中症対策

改正気候変動適応法に基づき、2024年の夏から熱中症特別警戒情報等の運用が始まります。

### 改正気候変動適応法のポイント

- ✓ 政府による熱中症対策実行計画の策定（目標：2030年までに熱中症死亡者数を現状から半減）
- ✓ 熱中症特別警戒情報を創設するとともに、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定 など

都では、熱中症予防アクションの推進や、クーリングシェルター整備・普及啓発等に関する区市町村支援など、熱中症対策を強化しています。

### TOKYO「熱中症ゼロへ」アクション事業



日本気象協会と連携協定を締結  
区市町村のイベント等に熱中症対策の専門家を講師として派遣



指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）  
TOKYOクールシェアスポット

## コラム

### 「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」

都は、2040年代に目指す強靱化された姿の実現に向け、東京に迫る5つの危機への対策として「TOKYO強靱化プロジェクト」を立ち上げました。さらに2023年12月には気候変動等への対策をより強化するため、「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」を公表し、取組を一層推進していきます。



#### 5つの危機への対策

- (1)風水害への対策、(2)地震への対策、(3)火山噴火への対策、
- (4)電力・通信等の途絶への対策、(5)感染症にも強いまちづくり



# 都自らの率先行動を大胆に加速

事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識のもと、「ゼロエミッション都庁行動計画」に基づき、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030年カーボンハーフの達成に向けた改革を率先して実行しています。



## 都有施設における太陽光発電設備の設置

公共施設のポテンシャルを最大限活用するため、新築・改築時に加え、既存の都有施設へも太陽光発電設備等の設置を加速化しており、2030年度までに設置可能な全ての都有施設へ設置していきます。

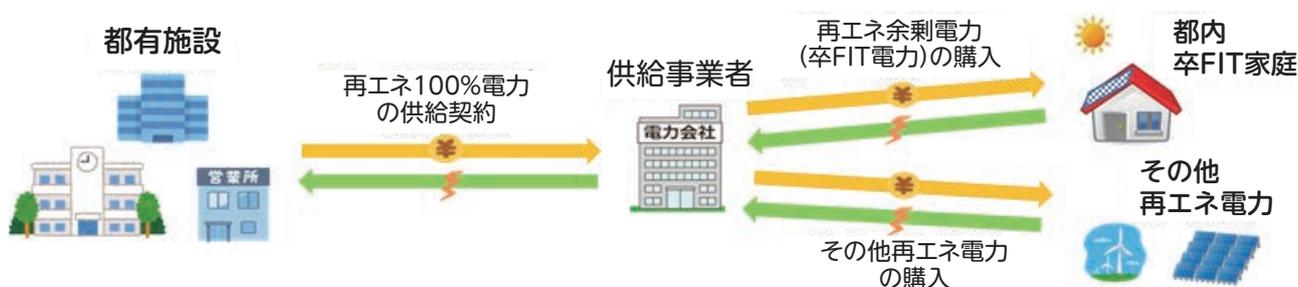


東京ビッグサイト（東京国際展示場）

## とちよう電力プラン

都有施設（知事部局等）の電力使用量は約8億kWhで、都内電力消費量の約1%に相当します。このため、都は、2030年までに、都有施設（知事部局等）で使用する電力の再生可能エネルギー100%化を目指しています。

2019年度から都庁第一本庁舎等に供給される電力を再生可能エネルギー100%電力に切り替えました。さらに、2020年度からは都内の家庭の太陽光発電設備で発電された卒FIT電力を含む再生可能エネルギー100%の電力を都有施設で活用する「とちよう電力プラン」を実施しています。



## 使い捨てプラスチックの削減

都は、使い捨てプラスチック削減と循環利用により、都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量の削減に向けた取組を進めています。

### 「都庁プラスチック削減方針」（2019年6月策定）

2024年度までに都主催のイベントにおける使い捨てプラスチックカップの原則使用禁止を目標

## フロン対策の推進

都有施設では、空調・冷蔵冷凍機器等の冷媒としてフロンが使われています。ノンフロン機器への転換と機器の適切な管理を推進し、都庁舎からのフロン排出量を着実に削減していきます。



## 区市町村との連携

都は、区市町村向け包括補助事業を2009年度から2023年度までに3事業を実施し、区市町村の環境政策を底上げするとともに東京全体の取組を強力に推進してきました。

2024年度からは環境基本計画に掲げる2030年目標の達成に向けて、集中的・重点的な支援を行う新たな区市町村等への補助事業を創設し東京全体の環境政策を一層推進していきます。



## 国際貢献・国際発信

世界有数の大都市として国際的なリーダーシップを発揮し、海外諸都市等との連携や知識・技術の学び合いを進めることで、各施策の更なるレベルアップと世界的な環境課題の解決に貢献しています。海外への情報発信や働きかけを強化し、都の国際的プレゼンス向上を図っています。



気候変動の取組と情報開示を評価する  
CDP「Aリスト(最高評価)都市」  
3年連続受賞(2021年~2023年)

### 国際社会への積極的な働きかけと貢献

C40(世界大都市気候先導グループ)やICLEI(持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)などの国際的な都市間ネットワーク活動や国際会議に積極的に参加し、気候変動対策などの共通課題解決に向けた連携を深化させていきます。



COP28 Local Climate  
Action Summit

### 国際的なプレゼンスの向上

海外諸都市等とのつながりを最大限活かしながら、世界をリードする都の先駆的施策を発信しています。実行性ある行動の加速を世界に呼び掛ける東京発の気候危機行動ムーブメント「TIME TO ACT」を戦略的に展開しています。

加えて、国際的なサプライチェーンの構築や技術開発を一層進めるため、水素エネルギー行動会議「HENCA Tokyo」を開催し水素エネルギーの早期社会実装化に取り組んでいます。



TIME TO ACT 2023 エネルギーの脱炭素化



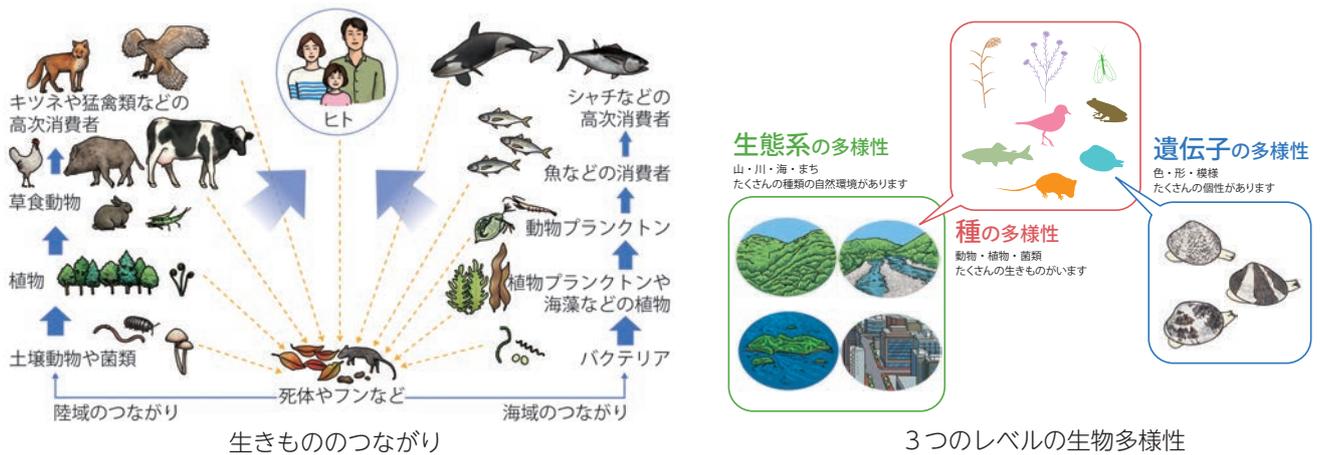
HENCA Tokyo 2023 2030年水素の社会実装化



# 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

## ▶ 生物多様性とは

「生物多様性」とは、特有の「個性」を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的に「つながり」あっていることをいいます。たくさんの種類の生きものがあるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることの3つのレベルの多様性があるとされています。



## 生物多様性が私たちにもたらす恵み (生態系サービス)

生物多様性は、地球上の人間を含む多様な生命の長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。こうした生物多様性からの恵みは生態系サービスと呼ばれ、私たちの生活に欠かせない恵みを与えてくれます。生物多様性の恵みを持続的に利用していくためにも、生物多様性の保全・回復を進めていく必要があります。

<p><b>供給サービス</b></p> <p>食料、木材、水、薬品など、私たちの日々の暮らしに必要な資源を供給する機能</p> 	<p><b>調整サービス</b></p> <p>気候の調整や大雨被害の軽減、水質の浄化など、私たちが健康で安全に生活する環境をもたらす機能</p> 	<p><b>文化的サービス</b></p> <p>自然や生きものに触れることにより得られる芸術的・文化的ひらめき、教育的効果、心身の安らぎなど、私たちの精神を豊かにする機能</p> 
<p><b>基盤サービス</b></p> <p>光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環など、人間を含めた全ての生命の生存基盤となり、上記3つのサービスを支える機能</p>  		

4つの生態系サービス

## ▶ 東京都生物多様性地域戦略

都は2023年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表しました。

東京都生物多様性地域戦略では、「自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる（＝ネイチャーポジティブの実現）」を2030年目標として掲げ、その目標の達成のため、様々な主体が取組を進めていく上での基本戦略や行動方針を示しています。



### 東京都生物多様性地域戦略で掲げる3つの基本戦略



基本戦略

I

#### 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

東京の自然の基礎的な情報をもとに、現在残っている良好な生物多様性の保全を進めるとともに、既に劣化してしまった生物多様性の回復を図ることで、東京の豊かな自然を後世につないでいく



基本戦略

II

#### 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

都内外の生物多様性の恵みを持続的に利用し、癒しや潤い、地域コミュニティの活性化、防災や減災、気候の調整など、都民生活の向上にいかしていく

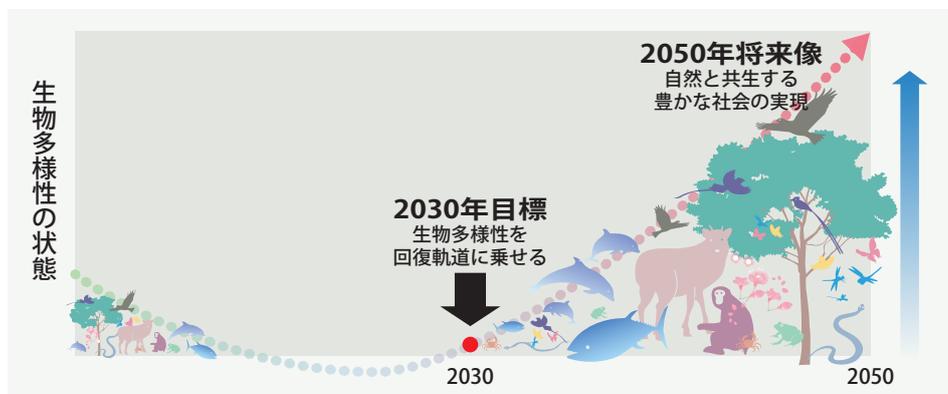


基本戦略

III

#### 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることにより、都内の課題だけでなく、日本全体さらには地球規模の課題にも対応した行動にかえていく



ネイチャーポジティブ実現のイメージ

ネイチャーポジティブとは、「2020年をベースラインとして2030年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」とされています。

# 生物多様性の保全と回復を進め、 東京の豊かな自然を後世につなぐ

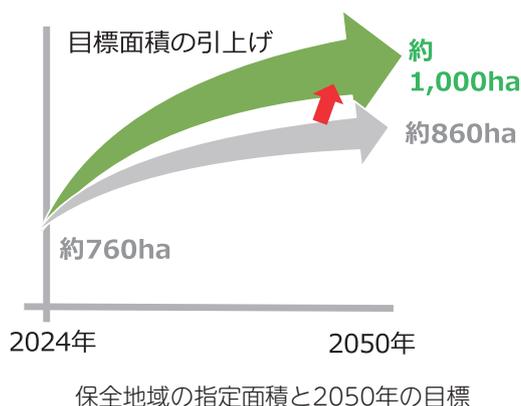
## ▶ 豊かな自然を有する地域を保全

### 保全地域制度

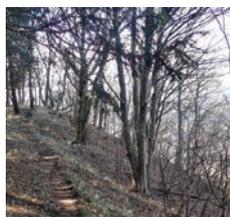
山地や丘陵地に残された里山など、都市近郊の貴重な自然を保全するため、保全地域の指定を進め、保護と回復を図っています。

都は2024年1月、2050年の保全地域の指定・公有化目標を約860haから約1,000haに引き上げ、新規指定・公有化を加速していきます。

また2024年度より、生物多様性等の取組を総合的に行う東京都生物多様性推進センターを新設し、様々な主体との連携のもと効果的な管理を実施するなど、保全地域の質の維持・向上を図るため取組の強化を図っています。



### — 保全地域の種類 —



自然環境保全地域



森林環境保全地域



里山保全地域



歴史環境保全地域



緑地保全地域

### 貴重な自然を都民とともに保全する

保全地域では、地元のボランティア団体が中心となって下草刈りや間伐などの緑地保全活動を行っています。都は、保全活動を担う人材の確保に向けて体験プログラムの提供や、生物多様性に配慮した管理に向けて専門家を交えて必要な保全対策の選定や効果検証などの一連の取り組みをボランティア団体等と連携しながら実施しています。



里山保全地域での田植え作業



緑地保全地域での下草刈り作業

## ▶ 市街地におけるみどりの保全・創出

都が発表している2018年のみどり率は、本土部全域で52.5%であり、2013年から微減で推移しています。こうした中、都では緑化計画書制度等に基づき、都市開発の際の緑の創出を推進しています。

また、一定水準以上の在来種植栽を実施している緑地については、都による登録制度があります。都登録緑地には、シンボルマークを付与し、ホームページで掲載します。



**緑化計画書制度**

制度の概要	対象
緑化基準を基に、緑化計画書の策定・提出を義務化	1000m <sup>2</sup> (国・地方公共団体が有する敷地では250m <sup>2</sup> ) 以上の敷地において建築物の新築・増改築等を行う案件

建築物：  
屋上面積の**20%**以上を緑化

空地の**20%**以上を緑化

東京都の緑化基準の例  
敷地面積5000m<sup>2</sup>未満の民間による行為の場合

※敷地面積5000m<sup>2</sup>以上は25%以上  
※総合設計等は30% (5000m<sup>2</sup>以上は35%)

## ▶ 希少な野生動植物の保全・外来種対策

東京では、本土部において1,845種、島しょ部において1,242種もの生きものが、東京都の保護上重要な野生生物種 (東京都レッドリスト) に選定され、その内、本土部で207種、島しょ部で57種が既に絶滅しています。

これ以上都内の希少な生きものを絶滅させないために、希少な野生動植物の保全や、重要な自然地を保護地域として指定、絶滅のおそれがある種の域外保全による保護増殖などを実施しています。



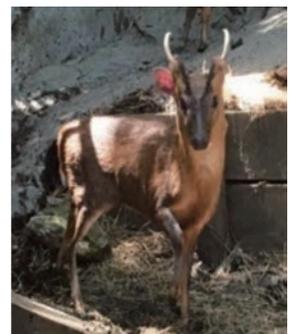
概要版



### 外来種の積極的防除の推進

近年、様々な外来種が国内外から持ち込まれ、在来の生きものなどに大きな影響を与えている例が見られます。都内でもアライグマやアメリカザリガニ、アカミミガメによる生態系への被害が問題視されていることから、外来種による被害を防止するための取組を行っています。

また、伊豆大島に生息するキョン対策として、都は、防除実施計画に基づき、ドローンなどのICT技術を活用し、効果的な捕獲を実施しています。



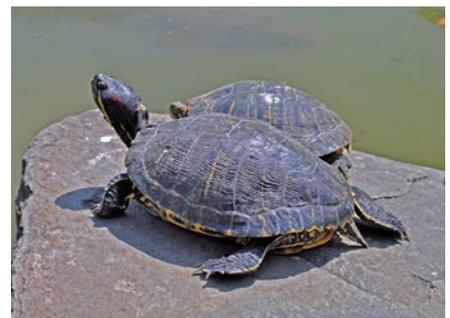
大島のキョン



アライグマ  
出展：環境省



アメリカザリガニ  
出展：環境省



アカミミガメ  
出展：環境省

## ツキノワグマ対策

東京では、ツキノワグマは準絶滅危惧種で保護対象となっている一方、人命に危険が及ばないように、人里周辺の出没を抑制することも必要です。

都は、生息実態の把握やバッファゾーン創出等を行うことで、捕獲や殺処分を最小限にしつつ、目撃情報マップのDX化を推進し、都民の安全・安心を確保しています。



センサーカメラで撮影されたツキノワグマ

## ▶ 自然環境情報の収集・保管・分析・発信

### 都民参加型生きもの情報収集

都内の生物多様性の課題解決に向けた基盤情報となる野生生物に関する情報を効果的、効率的に収集・蓄積するため、AIを搭載した生きもの調査アプリ等を活用した都民参加型の野生生物情報の収集・蓄積事業を展開しています。



参加型いきもの情報収集アプリ (Biome)

### 野生生物目録 (東京いきもの台帳) の作成

東京いきもの台帳は、東京の野生生物の“住民台帳”のようなものです。市民科学データと専門家によるデータを合わせ、いつでもどこに、どんな生物が生息していたのかを、誰もが簡単に専用サイトで検索し、デジタルマップ上に表示できるシステムです。

2024年5月にトンボ目録を公開しました。今後も情報の追加、アップデートを行っていきます。



デジタル版 野生生物目録

### 東京いきもの台帳



### 自然環境デジタルミュージアム構想

東京の生物多様性情報を集約するとともに、自然の魅力をデジタル技術を活用して発信する自然環境デジタルミュージアム構想の検討を進めています。

また、「多摩川360°ツアー」など、東京の自然を知ってもらい、行動を促すためのDXコンテンツを先行して発信しています。



デジタルでみる東京自然いきもの展  
(SusHi Tech Square)



メタバースコンテンツ  
(バイオダイバーシティTOKYO)

# 生物多様性の恵みを持続的に利用し、 自然の機能を都民生活の向上にいかす

## ▶ Tokyo-NbSアクションの推進

自然が有する機能を持続的に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions, NbS)」と呼ばれています。

生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の質の向上に活かしていくため、都は、都内においてNbSとなる様々な活動に取り組む主体を「Tokyo-NbSアクションメンバー」として募集しています。



**Tokyo-NbS Action**

## ▶ 世界自然遺産 小笠原諸島

小笠原諸島は東京から約1,000km南の北西太平洋上に位置する30余りの島々からなります。

美しい紺碧の海にはイルカやクジラも生息し、島の地質からは海洋性島弧の進化過程を見ることができます。

ほかの地域にはない貴重な生態系の価値を持つことが評価され、2011年6月に世界自然遺産に登録されました。

その価値を守るため、外来種の排除や侵入防止対策、固有種の保護を行うとともに、貴重な自然資源を保護しながら、適正な利用を図るエコツーリズムなどの取組を行っています。



オガサワラカワラヒワ  
(島しょ部絶滅危惧IA類)



エコツーリズムの様子



革靴に付着した外来種の  
侵入防止対策

## ▶ 自然公園

### 明治の森高尾国定公園

東京都心から約50分で、ミシュラン・グリーンガイドにも登録された明治の森高尾国定公園を訪れることができます。そこは、歴史的・文化的な風致・景観をもつ高尾山薬王院の寺域でもあり、都心近郊でありながら豊かな生態系が保全された、世界に誇れる場所となっています。

都は、高尾山麓から山頂に向かう7つの登山道（ルート）情報について、360度カメラの画像で状況を案内するなど、安全安心な自然公園の利用等を目指し取組を推進しています。



ルート説明ARのイメージ



### 特色豊かな自然公園

明治の森高尾国定公園の他にも、東京には、それぞれに特色の豊かな自然公園が9つ存在しています。都は、自然公園を中心とした地域における自然の保護と適正な利用・管理を推進するため、東京都レンジャーを配置しています。

また、周辺の自然の情報を展示・解説し、公園の利用案内を行うビジターセンターや、自然に親しむレクリエーション活動を行う都民の森、宿泊施設を備えた海のふるさと村や山のふるさと村などを整備しています。



島ごとに異なる火山景観が特徴の富士箱根伊豆国立公園  
(三宅島)



四季折々の山歩きを楽しめる秩父多摩甲斐国立公園  
(三頭山)

# 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

## ▶ 生物多様性の理解促進

都民の「生物多様性」の認知度は2023年度に実施した調査によると74.1%となっています。

生物多様性の保全と回復を進め、その恵みを持続的に利用するためには、都民をはじめとした各主体が、東京の生物多様性の成り立ちや価値、今ある現状を正しく認識し、理解と関心を深めていくことが欠かせません。

都民一人ひとりが、生物多様性の価値を認識し、生物多様性を自分事として捉えることができるようにするため、生物多様性に関する普及啓発の充実を図っています。

### 自然体験活動の推進

都内で気軽に生きもの観察、自然体験等ができる場所やイベントの普及啓発を積極的に行っています。また、都内の様々な自然地や生物多様性について学ぶことのできる施設などを活用し、自然環境教育や自然体験活動を促進しています。



高尾の森自然学校  
(生きもの観察)



東京の多様な自然を知る参加型プログラム  
(隅田川)

## コラム

### 8月11日は「山の日」です

「山の日」とは、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という趣旨で制定された国民の祝日です。毎年8月11日には、制定趣旨を広く知ってもらうため、全国大会が開催されています。

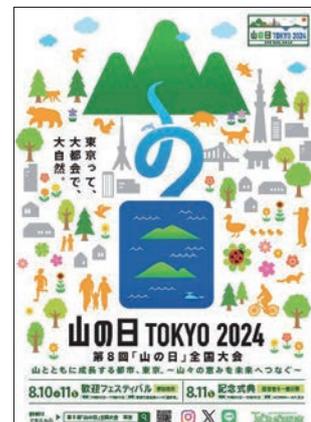
2024年度は、第8回大会が東京で行われ、記念式典や歓迎フェスティバルにたくさんの方が参加しました。



記念式典



歓迎フェスティバル



ポスター

## 大気環境等の更なる向上

都は、戦後の高度経済成長期の急速な工業化、自動車の大量普及などによって、都民の健康で安全な生活環境を脅かす、深刻な環境問題に直面しました。

そこで都は、様々な先駆的な環境施策を推進し、それらの環境問題の解決に大きな成果を残してきました。これからは、これまでの施策により改善された生活環境の保全を図ってだけでなく、全ての都民が安心して質の高い生活環境を享受し実感できるよう、更にレベルの高い良質な環境を創出する施策を推進していきます。

### ▶ 都の大気環境の歴史

**1970年代** 工場のばい煙による大気汚染を条例やその他法令で規制

1970年代



**1990年代** 自動車交通量の増大に伴い、自動車からの排出ガスによる黒煙を原因とする大気汚染問題が深刻化

**2000年代** 都では2003年から環境確保条例による「ディーゼル車排出ガス規制」を実施。  
都内の大気環境は、2004年以降、浮遊粒子状物質（SPM）において大きく改善

現在



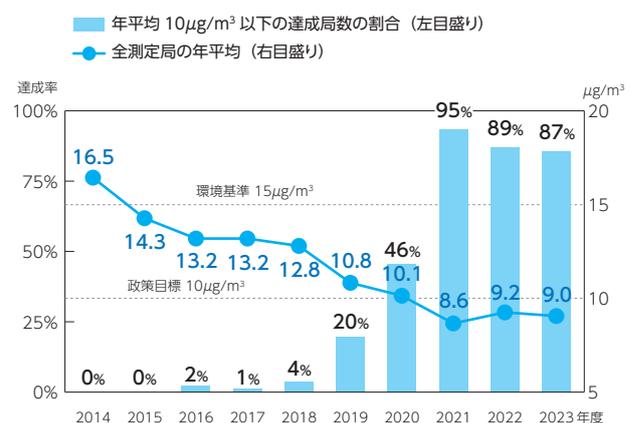
霞ヶ関

**現在** 東京の大気環境は改善してきており、PM2.5は2019年度に初めて全ての測定局で環境基準を達成。一方、光化学オキシダントについては、環境基準を超過している状況

### ▶ PM2.5・光化学オキシダントの環境基準等の達成に向けて

PM2.5と光化学オキシダントの濃度の低減を図るため、原因物質となるVOCやNOxなどの排出量削減対策に取り組んでいます。

PM2.5については、2019年度に全ての測定局で環境基準を達成したことから、更なる改善に向けて、2026年度までに、各測定局の年平均 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とし、2030年度までに、安定して各測定局の年平均 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下とすることを目標に、これまでの対策をより一層進めていきます。

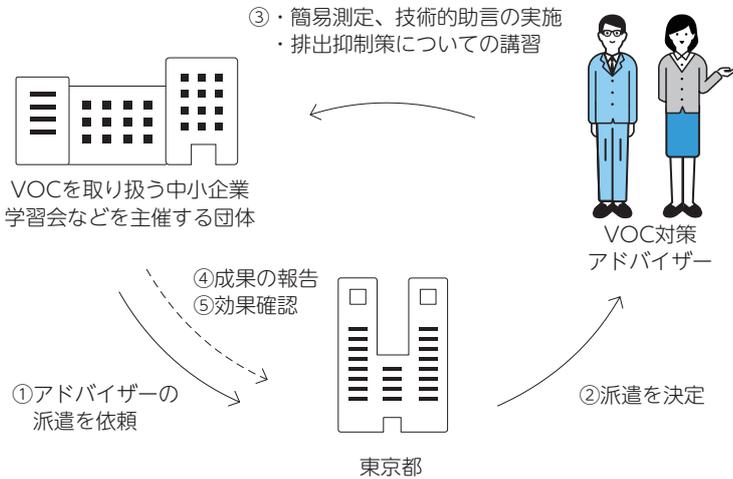




## ▶ 快適な大気環境への取組

### VOC対策アドバイザーの派遣

中小企業の実態に即したVOCの排出抑制策などを助言



### VOC対策ガイド

VOCを排出している事業所へ対策を記したガイドブックを提供



### 低NOx・低CO<sub>2</sub> 小規模燃焼機器 認定制度

認定機器にはグレードを記したラベルを添付



## ▶ Clear Sky実現に向けた大気環境改善促進事業

NOxやVOCの排出削減対策に取り組む事業者を「Clear Skyサポーター」として募集し、その取組を広く紹介することで、自主的取組による排出削減を促進するとともに、都民に対する普及啓発・情報発信を進めています。



## ▶ アスベスト対策

いまだアスベストを含む建築物は都内に多く存在しており、それらの解体棟数は2050年頃まで高水準で推移することが予測されていることから、平常時における解体段階での対策と、災害時の倒壊建築物における飛散を防ぐための対策を充実させていきます。

### 事業者への更なる指導・技術支援

解体事業者等に対して法に基づくアスベスト対策の周知を徹底するとともに、立入指導・技術支援を強化することで、事業者における工事中の飛散防止対策の知識・スキルの定着を図っています。



アスベストに係る立入指導

# 化学物質等によるリスクの低減

## ▶化学物質対策

化学物質による健康被害防止のため、PRTR制度と化学物質適正管理制度を通じ、化学物質を取り扱う事業者による適正管理を徹底しています。加えて、平常時はもとより、大規模地震や大型台風などに伴う水害等の漏えい・流出を防止し、環境汚染の拡大を抑えています。

また、人の健康を損なうおそれがある物質については、モニタリングを実施し、適時適切なデータ公表を図ることで、事業者や都民がリスクを回避できるようにしています。

なお、有機フッ素化合物 (PFOS等) については、国に先駆けて、地下水中の濃度を継続的にモニタリングするとともに、国の暫定指針値の超過が判明した地下水を飲用しない取組を実施しています。

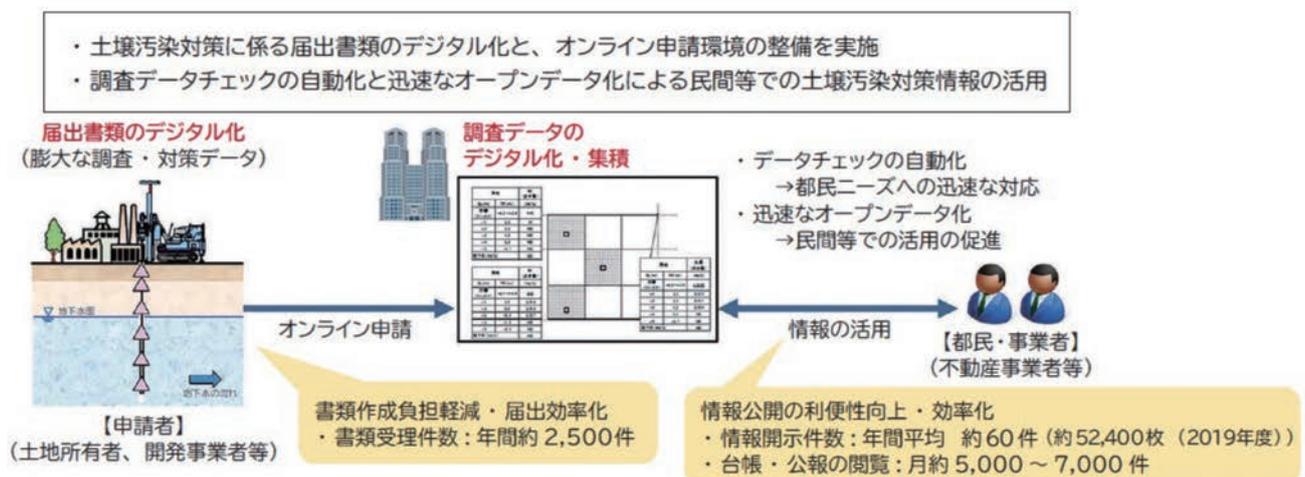


大気モニタリングの様子

## ▶土壌汚染対策

土壌の3Rを考慮した土壌汚染対策を定着させ、事業者が自主的に複数の措置を比較・検討し、合理的な対応を選択できるよう、支援や普及啓発を推進していきます。

また、オープンデータ化により、円滑な土地の利活用や基準不適合土壌が存在する土地の管理、自然由来等土壌の実態把握、トレーサビリティの確保を確実に行っていきます。

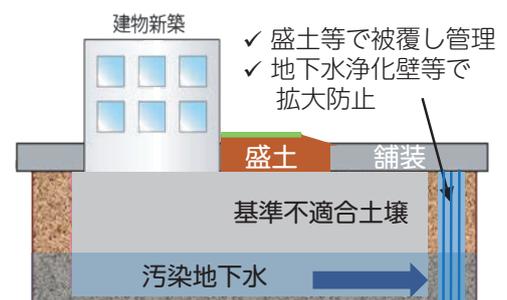


オープンデータ化のイメージ

## 工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策を支援

商習慣の転換と対策技術確立に向けた事例の蓄積を目的として、中小事業者の工場跡地で新たに事業等を行う者に対して

- ✓ 汚染土壌の被覆範囲の盛土相当経費
  - ✓ 地下水汚染の拡大を防止する対策経費
- を支援しています。





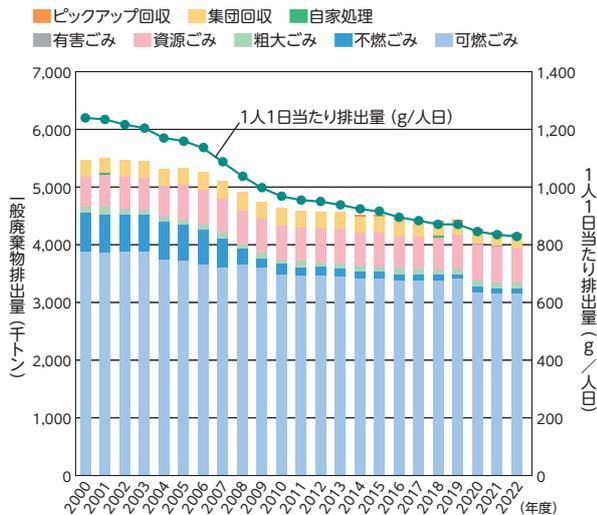
# 廃棄物の適正処理の一層の促進

## ▶ 都内の廃棄物処理の現状

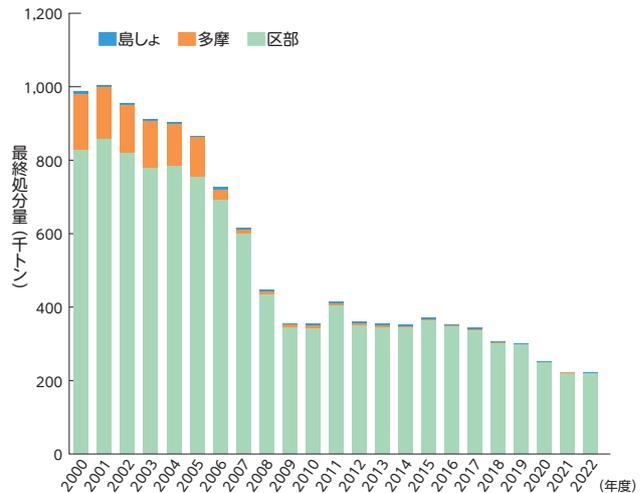
都内の一般廃棄物の排出量は、2000年代前半の年間約550万tから2022年度には418万tに減少しました。加えて、3Rの取組などが進んだこともあり、2000年度と比較して都民一人の一日当たり排出量は約30%減少しています。都内の一般廃棄物の最終処分量は、リサイクル率の向上などにより2009年度まで着実に減少した後、横ばいが続きましたが、近年、再び減少傾向にあります。

また、都内の産業廃棄物の排出量は、近年は2,500万t前後で推移しています。

都内一般廃棄物の排出量の推移



都内一般廃棄物の最終処分量の推移



## ▶ 廃棄物処理体制の強化

### 産業廃棄物不適正処理防止に向けた広域連携

不法投棄撲滅に向け、2000年、都の呼び掛けにより21自治体で産廃スクラムが発足しました。2024年度現在、37の自治体（関東甲信越・福島県・静岡県の1都11県、25政令指定都市及び中核市）が参加しています。



左：産業廃棄物収集運搬車両に対する路上調査  
右：廃棄物の発生源への立入調査

## ▶ 災害廃棄物対策の強化等

首都直下地震の被害想定見直しや、近年、風水害が増加していることを踏まえ、2023年9月に「東京都災害廃棄物処理計画」を改定しました。



### 能登半島地震における災害廃棄物処理支援

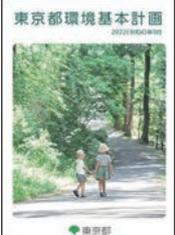
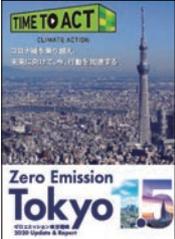
令和6年（2024年）能登半島地震における被災自治体を支援するため、環境省からの依頼に基づき職員を派遣し、災害廃棄物処理に係る技術的支援等を行っています。



# 東京都の主な環境施策

都は、未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京の実現に向け、御紹介した施策以外にも様々な環境施策を展開しています。

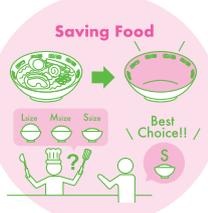
詳細については、環境局ホームページ等を御覧ください。

<p>東京都環境基本計画</p>  	<p>東京都環境白書</p>  
<p>ゼロエミッション東京戦略2020 Update &amp; Report</p>  	<p>「未来の東京」戦略</p>  

## 「チームもったいない」のメンバーを募集しています！

▶ 食品ロスや使い捨てプラスチックの削減、省エネなどに取り組んで、環境にやさしいライフスタイルを始めてみましょう。

**Saving Food**



Less Meat, Less Soup, Best Choice!!

食品ロスの削減など

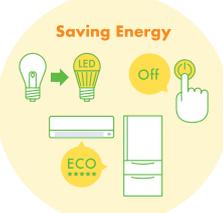
**Saving Materials**



eco bag, my bottle, Reduce, Reuse, Recycle

資源の有効利用など

**Saving Energy**



LED, Off, ECO

省エネの推進など

チームもったいない

詳細はこちら



## 「都の補助制度」を活用し、環境分野の取組を促進！

▶ 都が実施する環境関連の補助制度・支援策について、「個人・家庭向け」と「事業者向け」にまとめ、分かりやすく紹介しています。

エコサポート2024  
環境関連の東京府補助金・民間寄付金



詳細はこちら

